

令和2年度 港湾空港関係工事に関する 入札・契約手続及び総合評価落札方式の実施方針

- 本資料内の評価方法・評価表は一般的な例であるため、各工事の入札説明書を確認下さい。
- 本資料については、下記に掲載しております。
([四国地方整備局HP](#) > [港湾空港部](#) > [入札・契約情報](#) > [規則・基準・様式等](#))
- 判定結果表は、発注部局、事務所の契約担当課等において閲覧できます。
- 令和2年4月1日以降の公告案件から適用します。**

令和2年3月

四国地方整備局 港湾空港関係

【目次】

1. 四国地方整備局(港湾空港関係工事)の総合評価	P2	8. 総合評価における取り組み(生産性向上)	
2. 施工能力の評価と技術提案の評価の二極化	P3	1) ICT活用工事における総合評価落札方式(試行)	P37～38
3. 総合評価の基本ルール		2) 電子入札システム申請時における申請手続きの簡素化(試行)	P39
1) 総合評価方式選定表	P4	9. 総合評価項目の留意点(配置予定技術者)	
2) 施工能力評価型の加算点	P5	1) 配置予定技術者の申請人数の変更	P40
3) 技術提案評価型(S型・1テーマ)の加算点	P6	2) 配置予定技術者の「同種」及び「同種性」における従事期間	P41
4) 技術提案評価型(S型・2テーマ)の加算点	P7	3) 配置予定技術者評価の工事成績評価期間の拡大	P42
4. 総合評価の方法		4) 配置予定技術者の施工経験に係る評価点(試行)	P43
1) 総合評価方式の配点ウェイト(基本ルール)	P8～9	10. 総合評価項目の留意点(作業船、災害時復旧支援体制、災害出動実績)	
2) 技術者の評価の変更点	P10	1) 使用する作業船の評価	P44～49
3) 企業の評価(基本企業評価)の変更点	P11	2) 受発注者の負担軽減①(災害時の復旧支援体制の確保)	P50～51
4) 企業の評価(その他の企業評価)の変更点	P12	3) 受発注者の負担軽減②(災害により出動した実績の確認資料)	P52～56
5) 資格保有者又は顕彰の加点評価について	P13～15	4) 包括協定に関する誓約書	P57
6) 施工体制評価後の加算点	P16	11. 技術提案の留意点	
7) 総合評価の方法(落札者の決定方法)	P17	1) 技術提案の配点や着目点数の多様性の確保(試行)	P58
5. その他発注方式(試行)		2) 技術提案の評価方法に関する見直し	P59
1) WLBを考慮した総合評価落札方式(段階選抜方式)	P18～19	3) 技術提案書においてNETIS登録技術を記載する際の留意事項	P60
2) 任意着手制度(試行)	P20	4) オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表	P61
3) 一括審査活用方式(試行)	P21	5) 技術提案の採否の通知	P62
4) 地元企業活用審査型(試行)	P22	6) 技術提案評価の詳細な通知	P63～64
5) 施工能力評価型におけるチャレンジ型(試行)	P23	12. 入札契約手続きに係る情報提供	
6. 総合評価における取り組み(担い手育成・確保)		1) 見積り参考資料の開示期間	P65
1) 若手技術者育成制度の推進	P24	2) 低入札価格調査基準	P66
2) 登録海上起重基幹技能者の評価	P25	3) 発注見通し等の公表	P67
3) 建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)等の評価	P26	13. 競争参加資格確認申請時において特に注意が必要な事項	
4) 海上工事施工管理技術者の評価細分化	P27	1) 申請資料の不備等により「欠格」にならないための注意点	P68
5) 産休・育休取得期間に応じた評価対象期間(試行)	P28	2) 申請資料の不備等により欠格及び評価しなかった事例	P69～70
6) 適切な工期の確保等について	P29～30	14. 工事現場における取り組み	
7) 休日確保等に向けた取り組み(試行)	P31～33	1) 工事現場における働き易い職場環境の整備(再掲)	P71
8) 人材確保・育成に向けた取り組み	P34	2) 工事現場における担い手育成活動の実施(再掲)	P72
7. 総合評価における取り組み(中小企業の受注機会確保)		3) 三者連絡会の対象工事拡大	P73
1) WTO対象工事の構成員に係る客観点数の引き下げ	P35	4) 三者会議の更なる開催	P74
2) (甲型)特定建設工事共同企業体の代表者以外の 構成員(技術者)要件緩和	P36	5) 工事書類削減の取り組み	P75～79

1. 四国地方整備局(港湾空港関係工事)の総合評価

※赤字はR2.4～改定

四国地方整備局では、平成17年11月1日に「第1回 四国地方整備局総合評価委員会」を開催、「総合評価落札方式の実施方針」を審議して、工事の落札者決定方法については、「原則、全工事に総合評価を適用する。」こととした。

四国の地域性に配慮した総合評価落札方式となるよう、毎年度、落札結果等を分析し、評価項目、配点等の改善を図ってきたが、建設投資額の減少に伴い受注競争の激化や入札契約手続きにおける競争参加者・発注者双方の負担増大等が問題となった。

国土交通省(本省)は、平成24年2月28日の「総合評価落札方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会(以下「総合評価落札方式の懇談会」という。)(第6回)において、競争参加者・発注者双方の負担軽減等を目的として、施工能力の評価と技術提案の評価の二極化を図るなどの「総合評価落札方式改善の方針(案)」を作成した。

四国地方整備局(港湾空港関係)においても、第6回懇談会の改善方針(案)を参考に、平成25年度4月より、四国の実態も考慮しつつ二極化を図った。平成26、27、28年度には更なる負担軽減を目的に、技術提案のテーマ数等の低減や一括審査発注方式の試行を行った。また、平成28年度途中より、技術提案書の記載量低減の試行を行った。

平成26年6月の「改正品確法」を中心としたいわゆる「担い手3法」を踏まえ、中長期的な担い手確保として若手技術者育成制度を平成27年度より導入してきた。また、平成28年度「総合評価落札方式の懇談会」(第2回)において、品質確保・向上の視点に加え、建設業の健全な発達への取り組みイメージが示された。

令和2年度は、魅力ある建設現場を目指す取り組みとしてのi-Constructionの推進、働き方改革の趣旨を踏まえた建設現場における担い手の育成・確保の観点から、生産性向上、中小企業受注機会拡大に資する取り組みを引き続き推進する。

2. 施工能力の評価と技術提案の評価の二極化

※R元年度と変更なし

二極化以前

	簡易型	標準型	高度技術提案型			
提案内容	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	<table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合</td> <td>有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合</td> <td>通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合</td> </tr> </table>	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合				
評価方法	確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案	<table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等に係る提案</td> <td>施工方法に加え、工事的物そのものに係る提案</td> <td></td> </tr> </table>	高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事的物そのものに係る提案	
高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事的物そのものに係る提案					
ヒアリング		点数化して評価				
予定価格		必要に応じ実施				
		設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成	技術提案に基づき予定価格を作成			
	II型	I型	III型 II型 I型			

高度技術提案型適用対象工
事であるが、標準型を適用
している工事



← 施工能力を評価する →

← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →

二極化後

	施工能力評価型		技術提案評価型			
提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
評価方法	実績で評価	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事的物そのものに係る提案	
ヒアリング	実績で評価	原則、可・不可の二段階で評価	必要に応じ実施	点数化	必須	
段階選抜	実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	必要に応じ実施	必要に応じて試行的に実施		
予定価格	実施しない	必要に応じて実施	標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	II型	I型	S型	A III型	A II型	A I型

3. 総合評価の基本ルール

1) 総合評価方式選定表

※赤字はR2.4～改定

総合評価方式の選定の基本ルールは下記の表による。

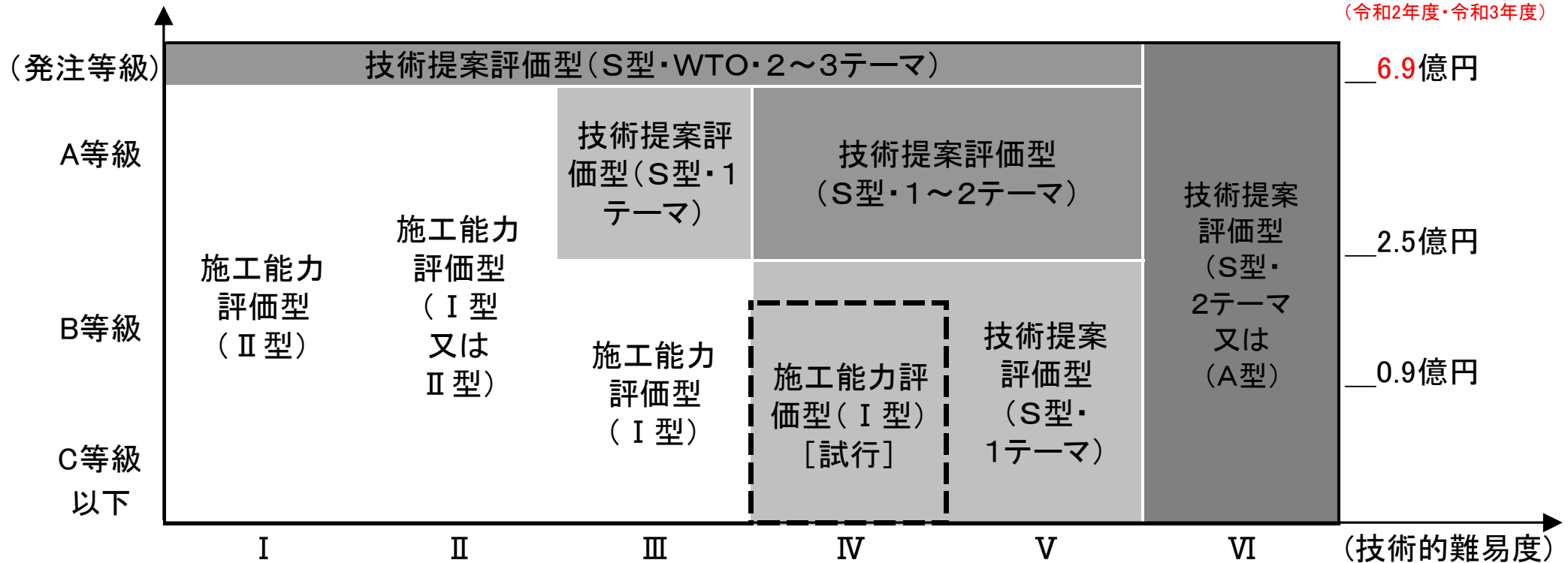
なお、下記表にある技術提案評価型(S型・WTO・2～3テーマ)及び技術提案評価型(S型・1～2テーマ)においては、引き続き原則少ないテーマ数を採用することとし、競争参加者・発注者双方の負担軽減に努める。

(工事内容を考慮した結果、技術的な工夫の余地が多いと判断した場合は、多い方を採用する場合がある。)

また、施工能力評価型において、受注者の固定化がみられた場合等に施工能力評価型(I型・施工計画重視型)を採用する場合がある。

なお、平成28年度からは受発注者の負担軽減の観点から、施工能力評価型(I型)の適用範囲を技術的難易度IVの一部で試行する。

※政府調達に関する協定 適用額改正
(令和2年度・令和3年度)



2) 施工能力評価型の加算点

※赤字はR2.4～改定

- ◆**施工能力評価型は、加算点合計を原則30点に設定。**
(設定割合は加算点換算で、技術者・企業評価で30点。)
- ◆**受注機会の拡大を図るため、チャレンジ型を試行する。**

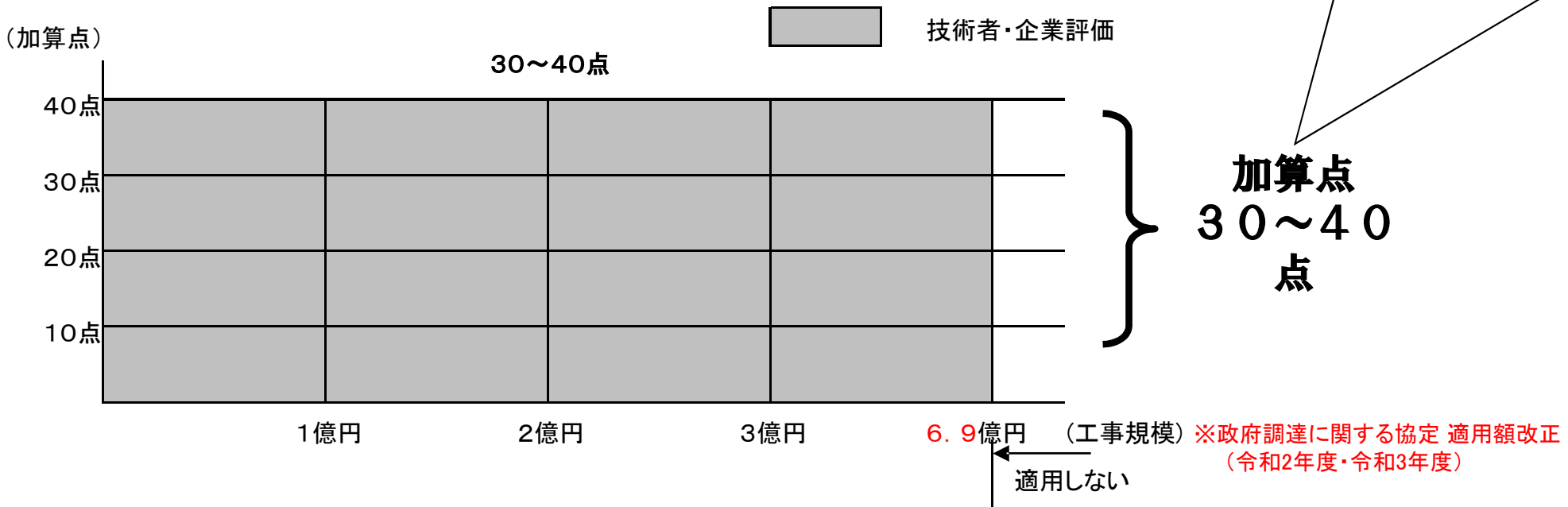
【施工能力評価型 (I型・II型)】

加算点は原則30点

※施工計画は求めない (II型)、若しくは原則点数化しない (I型・標準)

但し、特に施工計画の適切性を求める必要がある案件については、施工計画の評価を点数化する「I型・施工計画重視型」の適用も可とする。 施工計画は1項目のみ。

(A4用紙1枚)



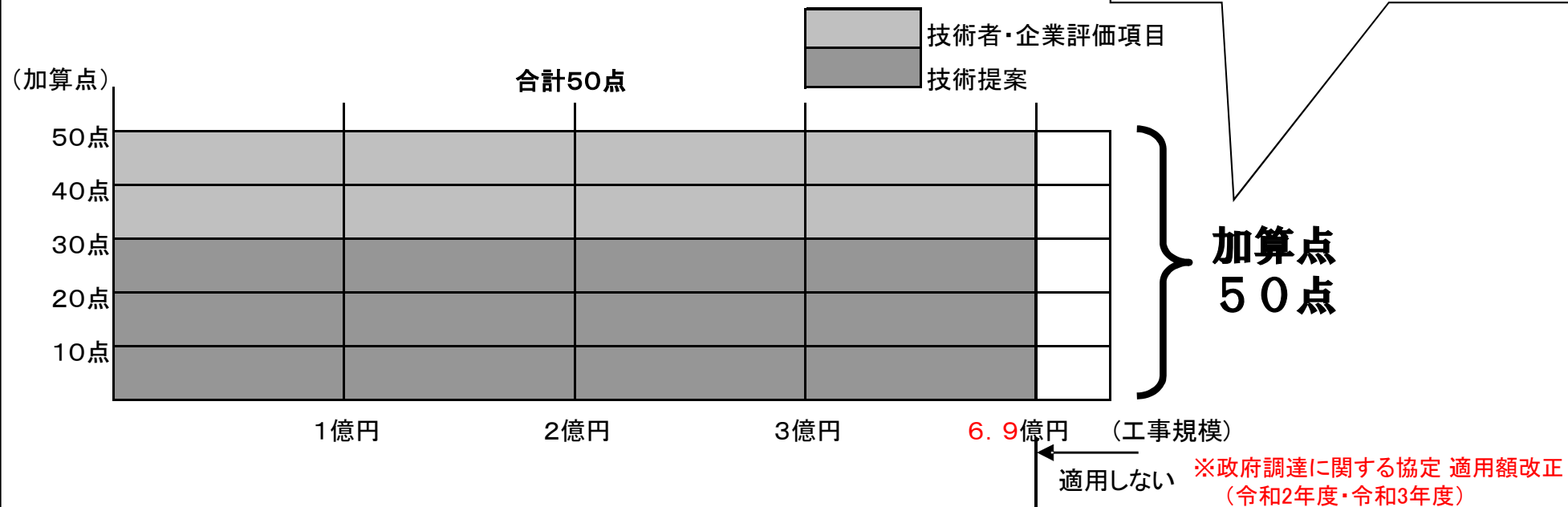
3) 技術提案評価型 (S型・1テーマ) の加算点

※赤字はR2.4～改定

- ◆技術提案評価型 (S型・1テーマ) は、加算点合計を50点に設定。
技術提案の評価で30点、技術者・企業評価で20点。また、受注機会の拡大を図るため、企業、技術者の評価比率を引き下げた (技術提案評価30点、技術者、企業評価10点)
チャレンジ型を引き続き試行する。
- ◆また、競争参加者・発注者双方の負担軽減を図るため、1テーマ3～4提案を標準とする。

【技術提案評価型 (S型・1テーマ)】

加算点は50点
技術提案は1テーマのみ。提案数は3～4提案を標準とする。(A4用紙1頁)

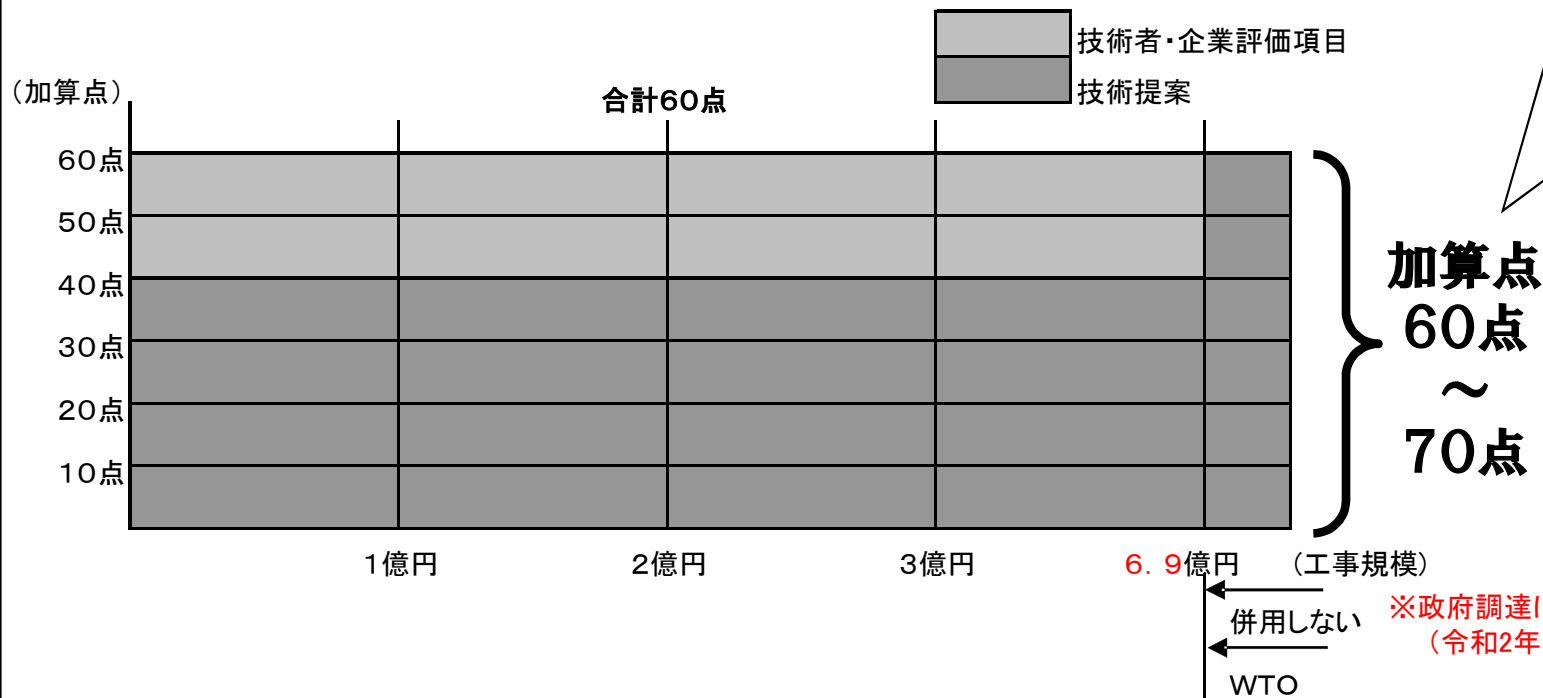


4) 技術提案評価型 (S型・2テーマ) の加算点

※赤字はR2.4～改定

- ◆技術提案評価型 (S型・2テーマ) は、「政府調達に関する協定」適用外工事は、**加算点合計を60点に設定。技術提案の評価で40点、技術者、企業評価で20点。**また、**受注機会の拡大を図るため、企業、技術者の評価比率を引き下げた (技術提案評価40点、技術者、企業評価10点) チャレンジ型を引き続き試行する。**
- ◆技術提案評価型 (S型) で、「政府調達に関する協定」適用工事は、技術提案の評価のみとし、**加算点合計は60～70点までの範囲で適宜設定。**
- ◆また、競争参加者・発注者双方の負担軽減を図るため、**1テーマ3～4提案を標準とする。**

【技術提案評価型 (S型・2テーマ)】



加算点は60点
 技術提案は2テーマ設定。
 提案数はテーマ毎に**3～4提案**
 を標準とする。
 WTO案件は工事の難易度、現地状況等を考慮し、
 技術提案は2～3テーマに設定。
 ※港湾空港部においては加算点合計は60点
 (1テーマA4用紙1頁)

4. 総合評価の方法

1) 総合評価方式の配点ウェイト(基本ルール) (1/2)

※赤字はR2.4～改定

技術提案評価型(S型)

各総合評価方式の配点ウェイトは原則下記のとおりであるが、工事内容に応じて評価項目が増減する。

技術提案		施工計画		加算点																								評価点合計 ①+②+③+④	加算点 (小数位1桁 2位四捨五入)	加算点 合計 A+B			
				技術者評価、企業評価												小計 ③	小計 ③	有	無														
				技術者評価						基本企業評価										その他企業評価													
				配置予定技術者評価			施工実績等評価			地域精通度・地域貢献度・社会性			災害時等の対応		地理的条件評価等					作業船評価		情報化施工技術評価		技能者等評価									
特定評価項目1	特定評価項目2	加算点	施工計画が適切に記載されている	施工計画が不適切である	評価	CPD(継続教育)	同種工事の施工経験	工事成績	優秀建設技術者表彰等	小計	同種工事の施工実績	工事成績	工事に係る優良工事表彰等	近隣地域での施工実績	災害支援に係る表彰等	災害により出勤した実績	事故及び不誠実な行為	小計	災害時の事業継続力の評価	災害時の復旧支援体制の確保	地域内での拠点	使用する作業船の保有	環境負荷の低い作業船の使用	情報化施工技術の活用	基幹技能者の活用	建設マスター等の活用	当該工事の品質確保に有益な資格						
発注方式		-	-	-	-	-	5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60		5	5	5	5		5	5	5	35	95	145		
令和2年度	技術提案評価型(S型・1テーマ)	30		30			5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60		5	5	5	5		5	5	5	35	95	145	20	50
	技術提案評価型(S型・1テーマ) チャレンジ型	30		30			15	55			70	40						-30	40							25	25	25	75	115	185	10	40
	技術提案評価型(S型・2テーマ)	20	20	40			5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60		5	5	5	5		5	5	5	35	95	145	20	60
	技術提案評価型(S型・2テーマ) チャレンジ型	20	20	40			15	55			70	40						-30	40							25	25	25	75	115	185	10	50
令和元年度	技術提案評価型(S型・1テーマ)	30		30			5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60		5	5	5	5		5	5	5	35	95	145	20	50
	技術提案評価型(S型・1テーマ) チャレンジ型	30		30			15	55			70	40						-30	40							25	25	25	75	115	185	10	40
	技術提案評価型(S型・2テーマ)	20	20	40			5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60		5	5	5	5		5	5	5	35	95	145	20	60
	技術提案評価型(S型・2テーマ) チャレンジ型	20	20	40			15	55			70	40						-30	40							25	25	25	75	115	185	10	50

1) 総合評価方式の配点ウェイト(基本ルール) (2/2)

※赤字はR2.4～改定

施工能力評価型

各総合評価方式の配点ウェイトは原則下記のとおりであるが、工事内容に応じて評価項目が増減する。

		加算点																											評価点合計 ①+②+③+④	加算点 (小数位1桁 2位四捨五 入)	加算点 合計 A+B					
		技術提案		施工計画		技術者評価、企業評価																				B	C									
		技術提案 評価		A 施工計画 評価		技術者評価					企業評価																									
						配置予定技術者評価					基本企業評価					その他企業評価																				
						C P D (継続教育)	同 種 工 事 の 施 工 経 験	工 事 成 績	優 秀 建 設 技 術 者 表 彰 等	小 計 ②	施工実績等評価			地域精進度・地域貢献 度・社会性			災害時等の 対応		地理的条件 評価等	作業船 評価		情報化施工 技術評価	技能者等評価					小 計 ③								
同 種 工 事 の 施 工 実 績	工 事 成 績	工 事 に 係 る 優 良 工 事 表 彰 等	近 隣 地 域 で の 施 工 実 績	災 害 支 援 に 係 る 表 彰 等	災 害 に よ り 出 動 し た 実 績						事 故 及 び 不 誠 実 な 行 為	災 害 時 の 事 業 継 続 力 の 確 保	災 害 時 の 復 旧 支 援 体 制 の 確 保	地 域 内 で の 拠 点	使 用 す る 作 業 船 の 保 有	環 境 負 荷 の 低 い 作 業 船 の 使 用	情 報 化 施 工 技 術 の 活 用	基 幹 技 能 者 の 活 用	建 設 マ ス ター 等 の 活 用	当 該 工 事 の 品 質 確 保 に 有 益 な 資 格																
特 定 評 価 項 目 1	特 定 評 価 項 目 2	加 算 点	施 工 計 画 が 適 切 に 記 載 さ れ て い る	施 工 計 画 が 不 適 切 で あ る	評 価 ①	5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	5	5	5	5	5	5	5	35	95	145						
発注方式	-	-	-	-	-	5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	5	5	5	5	5	5	5	35	95	145						
令和2年度 施工能力評価型	施工能力評価型(Ⅱ型)					5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	5	5	5	5	5	5	5	35	95	145	30	30				
	施工能力評価型(Ⅱ型) チャレンジ型					15	55			70	40						-30	40									25	25	25	75	115	185	30	30		
	施工能力評価型(Ⅰ型・標準)			可	不可失格	5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	5	5	5	5	5	5	5	35	95	145	30	30				
	施工能力評価型(Ⅰ型・標準) チャレンジ型			可	不可失格	15	55			70	40							-30	40								25	25	25	75	115	185	30	30		
	施工能力評価型(Ⅰ型・施工計画重視型)			20	不可失格	20	5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	5	5	5	5	5	5	35	95	165	30	30				
	施工能力評価型(Ⅰ型・施工計画重視型) チャレンジ型			20	不可失格	20	15	55			70	40						-30	40								25	25	25	75	115	205	30	30		
令和元年度 施工能力評価型	施工能力評価型(Ⅱ型)					5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	5	5	5	5	5	5	35	95	145	30	30					
	施工能力評価型(Ⅰ型・標準)			可	不可失格	5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	5	5	5	5	5	5	35	95	145	30	30					
	施工能力評価型(Ⅰ型・施工計画重視型)			20	不可失格	20	5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	5	5	5	5	5	35	95	165	30	30					

凡例; □新規追加項目

2) 技術者の評価の変更点

※赤字はR2.4～改定

技術者の評価(S型・施工能力評価型:共通)

競争参加者から配置予定技術者の同種工事の施工経験等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、配置予定技術者の経験等の評価を行う。
(満点50点(評価点)として評価する。)

技術者評価

評価の視点		評価項目	評価点	備考
技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	5	(社)全国土木施工管理技士会連合会、(社)日本技術士会、(社)土木学会、(社)日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会のユニット数が5年間で50ユニット以上を評価。
		同種の施工経験	10	平成17年度以降の発注機関、役職、同種性を評価。
		工事成績	30	当該工種の技術者の地方整備局における工事成績点の過去6年度間の平均により評価。また、施工経験として提出した同種工事の過去6年度間に完成した北海道開発局及び沖縄総合事務局、四国四県の工事成績を評価。
		優良工事技術者表彰	5	平成28年度以降の工事表彰を評価 ※全国表彰を対象とする場合は四国での表彰を優位に評価。
	合計			50

※ CPD(Continuing Professional Development:継続教育)

3) 企業の評価(基本企業評価)の変更点

※赤字はR2.4～改定

企業の評価(S型・施工能力評価型:共通)

競争参加者から企業の同種工事の施工実績等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、企業の同種工事の施工実績等の評価を行う。なお、「企業の評価」は、全ての分野の工事に共通の「基本企業評価」と、工事の分野により特別に評価要素とする「その他企業評価」から成る。(「基本企業評価」の合計評価点がマイナスであっても競争参加を認める。ただし、評価点合計がマイナスの場合は加算点を「0点」とする。)

基本企業評価

評価の視点		評価項目	評価点	備考	
企業評価	企業の施工実績	同種の施工実績	10	平成17年度以降の同種工事の実績を同種性で評価。	
		工事成績	30	港湾土木工事は過去5年度間(※それ以外の工種は過去10年度間)平均の工事成績を評価。	
		工事に係る表彰	5	平成30年度以降の工事表彰を評価。	
		小計	45		
	地域精通度・地域貢献度・社会性	地理的条件(近隣実績)	5	平成17年度以降の近隣地域での海上工事等の実績を評価。	
		災害支援に係る表彰等	5	四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結している企業又は団体に所属しており、平成29年度以降の災害支援に係る表彰を評価。	
		災害により出勤した実績	5	四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結している企業又は団体に所属しており、平成29年度以降の災害等に係る出勤実績を評価。	
		事故及び不誠実な行為等	-30~0	累計する。	
		小計	-30~15		
	地元企業活用評価	1次下請における地元企業の活用率	10	1次下請金額の総額に対する地元企業の1次下請金額の割合が目標値以上を評価。	
		災害協定締結の有無	5	地元1次下請企業(地元元請企業を含む)が、四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結している企業又は団体に所属している場合に評価。	
			小計	15	
			合計	-30~75	

4) 企業の評価(その他の企業評価)の変更点

※赤字はR2.4～改定

その他の企業評価

評価の視点		評価項目	評価点	備考
企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力の評価	/	四国建設業BCP等審査会発行の認定書がある場合に評価。 一般土木C等級工事に適用。
		災害時の復旧支援体制の確保の評価	/	四国建設業BCP等審査会発行の認定書又は災害用手持ち重機の有無を評価。 維持修繕工事に適用。
			5	四国地方整備局管内に船籍港又は定係港を有する主作業船保有の有無を評価。港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に適用。
	地理的条件評価	地理的条件(営業拠点)	5	
		地理的条件(島内製作工場の有無)	/	橋梁上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作桁のある工事に限る)に適用。
	作業船評価	使用する作業船の保有	5	工事で使用する主作業船の保有形態を評価。
		環境負荷の低い作業船の使用	5	工事で使用する主作業船の低環境負荷の有無を評価。
	情報化施工技術評価	情報化施工技術の活用	/	マシンコントロール技術(モータグレーダ)及びトータルステーションによる出来形管理技術による情報化施工を活用する工事に適用。
	ICT	ICT活用	5	「①3次元起工測量」、「②3次元数量計算」、「③3次元出来形測量」、「④3次元データの納品」を全面的にICTを活用する施工者希望型の場合に適用。
	技能者等評価	基幹技能者の活用	5	一括審査活用方式を除く「技術提案評価型(WT0を除く)及び施工能力評価型」において、主作業船を使用する工事に適用。
建設マスター等の活用		5	一括審査活用方式を除く「技術提案評価型(WT0を除く)及び施工能力評価型」において、港湾等しゅんせつ工事に適用。	
当該工事の品質確保に有益な資格		5	当該工事の品質確保に有益な資格を評価。 海上工事全般、空港工事(制限区域の影響を受ける工事)の場合に適用。	
		合計	40	
総合計 = 技術者評価 + 基本企業評価 + その他企業評価			-30~150	獲得評価合計点に応じ、設定加算点に換算。

評価要素の評価点の算定

各評価要素毎の評価点の算定は、あらかじめ定められた評価基準に基づき、評価項目毎に評価点を与える。(詳細は各工事毎の入札説明書等に記載)

5) 資格保有者又は顕彰の加点評価について(1/3)

※赤字はR2.4～改定

i-Construction大賞（国土交通大臣賞、優秀賞） について、局長表彰と同等の評価を行う。

(例)【技術提案評価型(S型)】

技術提案		施工計画		加算点																				評価点合計 ①+②+③+④	B 加算点 (小数位1桁 2位四捨五入) ④に対する 相対評価 換算 有 無	C 加算点 合計 A+B (評価点合計 がマイナス の場合は加 算点は0点と する)			
				技術者評価										企業評価															
				配置予定技術者評価					施工実績等評価					基本企業評価					その他企業評価										
				特定評価項目1	特定評価項目2	A 加算点	B 加算点	C 加算点	CPD (継続教育)	同種 工事 の施工 経験	工事 成績	優秀 建設 技術者 表彰等	小計 ②	同種 工事 の施工 実績	工事 成績	工事に 係る 優良 工事 表彰等	近隣 地域 での 施工 実績	災害 支援 に係る 表彰等	災害 により 出勤し た実績	事故 及び 不誠実 な行為	小計 ③	災害時 等の 対応	地理的 条件 評価等				作業船 評価	情報化 施工 技術 評価	技能者 等 評価
発注方式		-	-	-	-				5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	5	5	5	5	35	95
令和2年度	技術提案評価型 (S型・1テーマ)	30	30	30	30	5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	5	5	5	5	35	95	145	20	50
	技術提案評価型 (S型・1テーマ) チャレンジ型	30	30	30	30	15	55	30	5	70	40	30	5				-30	40						25	75	115	185	10	40
	技術提案評価型 (S型・2テーマ)	20	20	40	40	5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	5	5	5	5	35	95	145	20	60
	技術提案評価型 (S型・2テーマ) チャレンジ型	20	20	40	40	15	55	30	5	70	40	30	5				-30	40						25	75	115	185	10	50

評価項目	評価基準	配点	評価点
工事に係る優良工事表彰等	i-Construction大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）又は四国地方局長表彰の実績あり	5点	5点
	四国地方整備局管内の部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長)表彰の実績あり	3点	
	四国四県の知事、土木部長または県土整備部長の表彰の実績あり	2点	
	なし	0点	

5) 資格保有者又は顕彰の加点評価について(2/3)

※赤字はR2.4～改定

港湾構造物の品質確保と円滑な施工を実施するとともに、当該工事における現場不一致等への迅速な対応を図るため、工事全般の施工管理等の職務を担う配置予定主任（監理）技術者、現場代理人（技術指導者含む）について、当該工事に有効な資格として、「海上工事施工管理技術者（Ⅰ類：浚渫、Ⅱ類：コンクリート構造物、Ⅲ類：鋼構造物）」及び「海洋・港湾構造物設計士（港湾施設及び海岸保全施設の構造物（岸壁、防波堤、堤防等）の建設又は改良等を行う工事を対象）」を加点評価する。

【例】技術提案評価型(S型)】

技術提案評価		A 施工計画評価		B 評価		加算点																				C 加算点合計								
						技術者評価、企業評価																企業評価												
						技術者評価								基本企業評価								その他企業評価												
						配置予定技術者評価				施工実績等評価				地域精進度・地域貢献度・社会性				災害時等の対応		地理的条件評価等		作業船評価		情報化施工技術評価				技能者等評価						
特定評価項目1	特定評価項目2	加算点	施工計画が適切に記載されている	施工計画が不適切である	評価	CPD(継続教育)	同種工事の施工経験	工事成績	優秀建設技術者表彰等	小計	同種工事の施工実績	工事成績	工事に係る優良工事表彰等	近隣地域での施工実績	災害支援に係る表彰等	災害により出動した実績	事故及び不誠実な行為	小計	災害時の事業継続力の確保	災害時の復旧支援体制の確保	地域内での拠点	使用する作業船の保有	環境負荷の低い作業船の使用	情報化施工技術の活用	基幹技能者の活用	建設マスター等の活用	当該工事の品質確保に有益な資格	小計	小計	評価点合計	加算点(小数位1桁2位四捨五入)	加算点合計		
1	2		①							②																			③	①+②+③//④	A+B			
発注方式	-	-	-	-	-	5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	35	95	145			
令和2年度 技術提案評価型 技術提案評価型(S型・1テーマ)	30	30	30			5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	5	5	5	5	5	5	5	35	95	145	20	50		
技術提案評価型(S型・1テーマ) チャレンジ型	30	30	30			15	55			70	40						-30	40									25	25	25	75	115	185	10	40
技術提案評価型(S型・2テーマ)	20	20	40			5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	5	5	5	5	5	5	5	35	95	145	20	60		
技術提案評価型(S型・2テーマ) チャレンジ型	20	20	40			15	55			70	40						-30	40								25	25	25	75	115	185	10	50	

評価項目	評価基準	配点	評価点
当該工事の品質確保に有益な資格	当該工事に関連する海上工事施工管理技術者又は海洋・港湾構造物設計士を配置する	5点	5点
	配置しない	0点	

注)申請できる配置予定技術者等は、1名までとし、また、申請できる資格も海上工事施工管理技術者、海洋・港湾構造物設計士のいずれか1つとする。

5) 資格保有者又は顕彰の加点評価について(3/3)

※赤字はR2.4～改定

「港湾等しゅんせつ工事」において、元請け又は下請けの配置予定現場従事者が、「建設マスター」又は「建設ジュニアマスター」を顕彰している場合に加点評価する。

(例)【技術提案評価型(S型)】

技術提案評価		施工計画評価		技術者評価、企業評価																				評価点合計 ①+②+③+④		加算点 (小数位1桁 2位四捨五入)		加算点 合計 A+B					
				技術者評価								企業評価																					
				配置予定技術者評価				施工実績等評価				基本企業評価				その他企業評価																	
				CPD (継続教育)	同種 工事の 施工経 験	工事 成績	優秀 建設 技術者 表彰等	同種 工事の 施工実 績	工事 成績	工事 に係る 優良工 事表彰 等	近隣 地域 での 施工実 績	災害 支援 に係る 表彰等	災害 により 出動し た実績	事故 及び 不誠実 な行為	小計	災害時 等の 対応	地理的 条件 評価等	作業船 評価	情報化 施工 技術 評価	技能者 等 評価	小計	小計	小計										
発注方式	-	-	-	-	-	-	5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	5	5	5	5	5	5	35	95	145			
令和2年度 技術提案評価型	技術提案評価型 (S型・1テーマ)	30	30				5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	5	5	5	5	5	5	35	95	145	20	50	
	技術提案評価型 (S型・1テーマ) チャレンジ型	30	30				15	55		70	40							-30	40							25	25	25	75	115	185	10	40
	技術提案評価型 (S型・2テーマ)	20	20	40			5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	5	5	5	5	5	5	35	95	145	20	60	
	技術提案評価型 (S型・2テーマ) チャレンジ型	20	20	40			15	55		70	40							-30	40							25	25	25	75	115	185	10	50

評価項目	評価基準	配点	評価点
建設マスター等の活用	建設マスターを活用する	5点	5点
	建設ジュニアマスターを活用する	3点	
	活用しない	0点	

※「港湾等しゅんせつ工事」を対象とする

6) 施工体制評価後の加算点

※R元年度と変更なし

施工体制の評価(S型・施工能力評価型:共通)

施工体制確認型は、原則全ての工事に適用するものとし、施工体制評価点の算定は入札価格水準に応じて「品質確保の実効性」、「施工体制確保の确实性」について評価を行う。
(満点30点)

評価の視点	評価項目	施工体制評価点	備考
品質確保の実効性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階を基本とする。
施工体制確保の确实性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階を基本とする。
合計	◎は必須項目	30	

※ 低価格入札を行った者から提出された追加資料及びヒアリングにおいて、施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の満点に対する比率に応じて加算点(技術提案のみ)を減ずるものとする。(※加算点に企業評価、技術者評価は含まない)

施工体制評価後の加算点(最終) = 加算点(技術者評価、企業評価) + 開札時の加算点(技術提案評価) × (施工体制評価点 ÷ 30点)

落札者の決定方法(S型・施工能力評価型:共通)

1. 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
2. 1の要件を満たす入札を行ったものに対して、以下により算出される評価値をもって総合評価をする。

評価値 = (標準点 + 加算点 + 施工体制評価点) ÷ 入札価格(単位:億円)

標準点: 要求性能を満足する場合は100点の標準点を与える

加算点: 技術提案に対する加算点と技術者・企業評価に対する加算点の合計点

施工体制評価点: 品質確保の実効性評価点及び施工体制確保の確実性評価点の合計点

予定価格以内で最も評価値の高いものを落札者とする。

5. その他発注方式 (試行)

1) WLBを考慮した総合評価落札方式(段階選抜方式)(1/2)

WLBの推進に向けた取り組みスケジュール(国土交通省 公表:平成29年5月10日)

※R元年度と変更なし

国土交通省の導入方針

- 一般土木A等級等の公共工事について平成30年度までに全面的に導入。
- 物品役務等について平成28年度から全面的に導入。

【導入スケジュール】

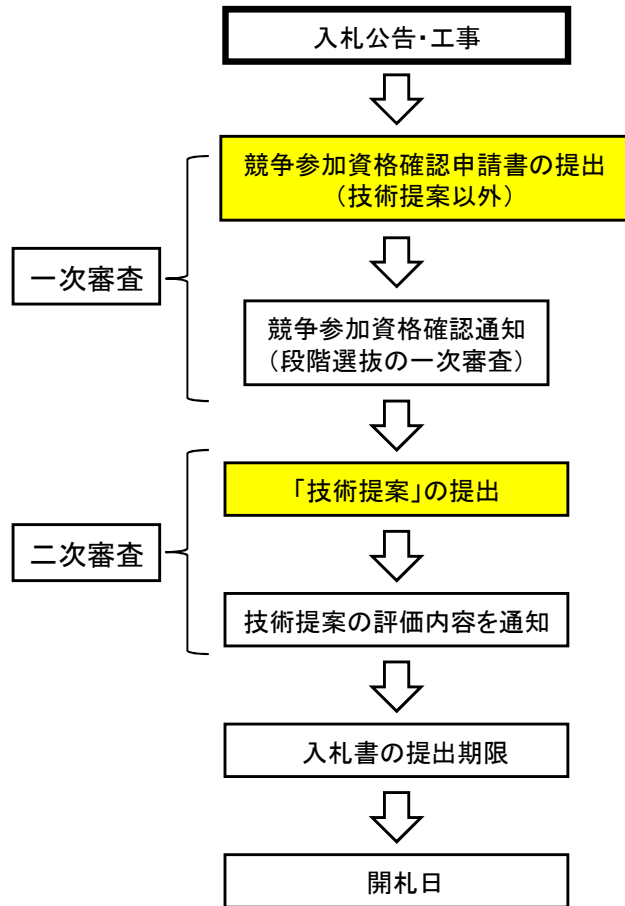
	公共工事等	物品役務等
平成29年度	<p><u>一般土木工事A等級、建築工事A等級及び港湾土木工事A等級(WTO政府調達協定対象事業)等のうち、段階選抜方式を実施する工事の一部に導入</u></p> <p>並行して、建設業界に関係認定制度の取得を要請</p>	平成28年度全面導入
平成30年度	<p><u>一般土木工事A等級、建築工事A等級及び港湾土木工事A等級(WTO政府調達協定対象事業)等のうち、段階選抜方式を実施する工事について全面導入</u></p> <p>※競争参加資格を有する企業の認定の取得状況、取得期間等も考慮。</p>	
令和元年度～	H30年度の取組を継続	

1) WLBを考慮した総合評価落札方式(段階選抜方式)(2/2)

※R元年度と変更なし

WLBの推進に向けた取り組みスケジュール(国土交通省公表:平成29年5月)に基づき、WLBを考慮した総合評価落札方式を平成30年度以降契約(工事)の港湾土木工事A等級(WTO)に全面導入する。

段階選抜実施フロー



■WLBを考慮した総合評価落札方式

港湾土木工事A等級(WTO政府調達協定対象事業)を対象に、総合評価の段階選抜方式(5者選抜)にて実施することとし、一次審査の企業評価項目にWLB評価を追加して審査を行う。

■段階選抜 一次審査評価項目

段階選抜 評価項目		評価基準	配点	評価点
① 企業の施工能力等	平成〇〇年度以降の同種工事の施工実績 (JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事の実績	14点	15点
		同種性の認められる工事の実績	0点	
	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価	次のいずれかの認定を受けている。 ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(くるみん(旧基準)・くるみん(新基準)・プラチナくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	1点	
		認定を受けていない	0点	
② 技術者等の	平成〇〇年度以降に技術者として従事した施工経験 (JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事で主任(監理)技術者または現場代理人の経験あり	15点	15点
		より同種性の高い工事で担当技術者の経験あり、 同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の経験あり	7点	
		上記以外	0点	

■二次審査評価項目

評価項目		評価基準	配点	評価点
③ 技術提案	特定評価項目 (2テーマ)	技術提案の目的等を踏まえ提案された内容について、工夫の度合いにより最大60点で評価する。ただし、配慮すべき事項、効果、確実性、安全性等が担保されていること及び過度なコストを要していないことを提案の前提条件とする。	60点 ~ 0点	60点
		技術提案の内容如何に係わらず、配慮すべき事項、効果、確実性、安全性等が担保されていない。	不可	
④ 施工体制	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	15点
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点	
		その他	0点	
	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための適切な施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	15点
工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合		5点		
		その他	0点	

■各段階における評価項目

評価項目	一次審査	二次審査
①企業の施工能力等	○	—
②技術者の能力等	○	—
③技術提案	—	○
④施工体制	—	○

2) 任意着手制度(試行)

※R元年度と変更なし

目的

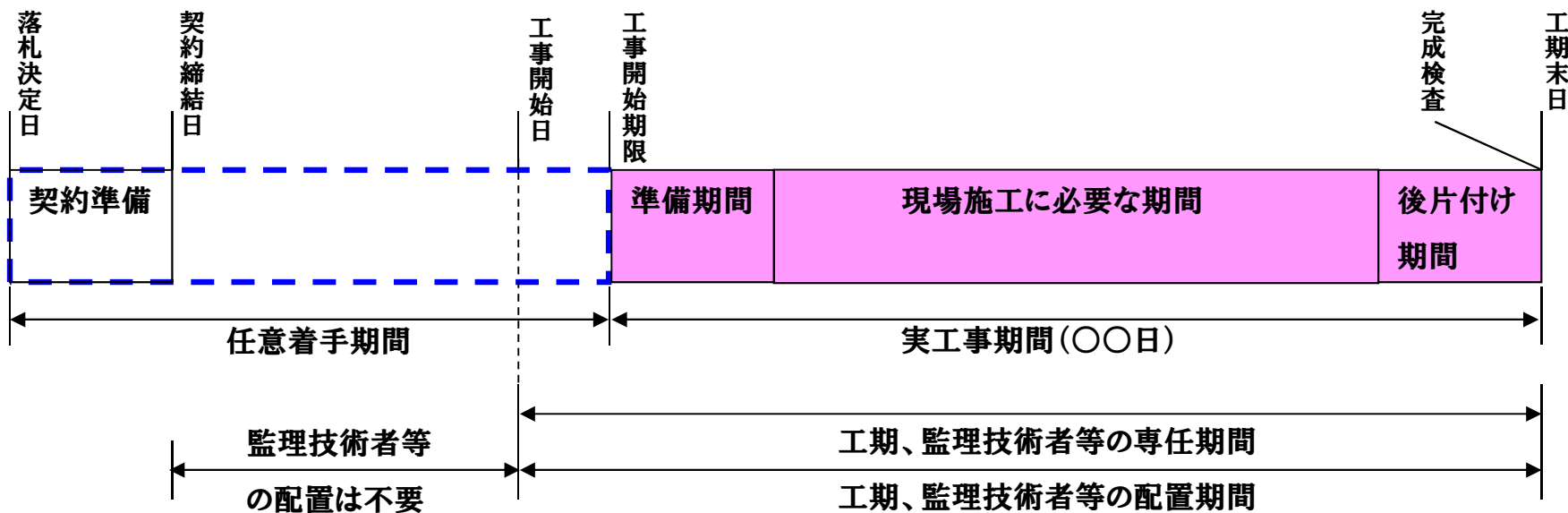
地方整備局(港湾空港関係)が発注する工事において、入札不調・不落の発生抑制や、工事施工業者の受注時期の偏りによる労働者、資機材等の集中を緩和するため、受注者が手持ち工事量を勘案しながら工事開始時期を選択できる任意着手制度の活用を図る。

概要

任意着手制度は、発注者がある期間を任意着手期間として設定し、その期間内に受注者が自らの判断により工事を開始し、開始した日から工期末日までに完成させるものである。なお、契約締結日から工事開始日までの期間は、建設資材や労働力確保等のための準備調整を行うことができる。また、監理技術者等の配置は不要とし、資材の搬入、仮設物の設置、現場詰め所の設置等を行ってはならない。

考え方

- 1) 工期は、受注者が届け出た工事開始日(※1)から工期末日までとする。
- 2) 工期末日は、実工事期間(※2)と任意着手期間(※3)を加えた期間で設定する。
- 3) 契約締結日は、工事開始日を届け出た日とし、落札決定日の翌日から7営業日以内とする。
- 4) 工事開始日は、契約締結日から任意着手期間内で設定する。



※1) 工事開始日: 工事を開始する日として、工期の始期日

※2) 実工事期間: 現場施工に必要な日数に、準備、後片付け日数を加えた期間

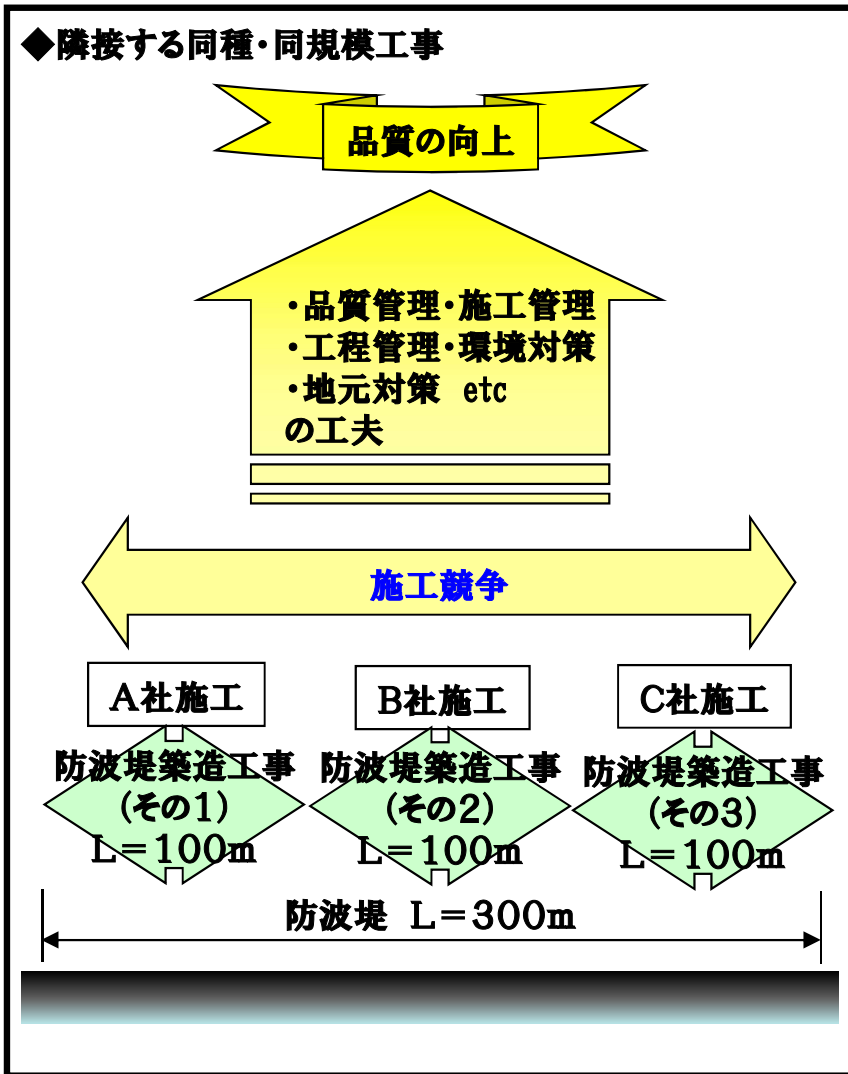
※3) 任意着手期間: 落札決定日から3ヶ月を超えない期間で設定

3) 一括審査活用方式(試行)

※R元年度と変更なし

【一括審査活用方式の目的】

- ・隣接する同種・同規模工事を異なる企業が受注することで、受注者間で施工管理・工程管理・環境対策・地元対策など様々な観点から競争させることによって、総合的に品質の向上を図る。
- ・また、併せて迅速な入札契約手続き、受発注者の事務量軽減、受注業者の固定化対策並びに工事間(受注者間)の連携による効率化も図ることが出来る。



◆手続きイメージ

- ・防波堤築造工事(その1)
- ・防波堤築造工事(その2)
- ・防波堤築造工事(その3)

※同一の参加資格要件・評価項目・技術提案テーマを設定する。

参加申請

競争参加業者

※同一内容の申請書(技術提案含む)で3工事への申請
配置予定技術者については1人で申請

発注者

一括審査

※3工事について同一内容の技術資料で企業・技術者評価、技術提案評価を一括で審査する。

落札イメージ

・防波堤築造工事(その1) A社(落札)
B社
C社
D社

A社落札のため除外

・防波堤築造工事(その2) ~~A社~~
B社(落札)
C社
D社

B社落札のため除外

・防波堤築造工事(その3) ~~A社~~
~~B社~~
C社(落札)
D社

4) 地元企業活用審査型(試行)

※R元年度と変更なし

見直しの背景

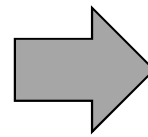
平成26年度以前の評価基準は、地元1次下請け企業の企業成績、企業表彰、工事实績及び入札額に対する地元1次下請け比率で評価を行っていた。この評価基準においては、これらの評価値の高い特定の地元1次下請け企業へ申請が集中し、結果として下請け企業の固定化につながり、受注者として下請け企業の選択の自由度が低くなる等の課題があった。

この課題を改善するため、H27年度に評価基準を下記のとおり見直しを行った。平成28年度は、他の災害に関する評価基準の見直しを受け、災害協定を「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」に統一する。

見直し前

[H27年度まで]

評価の視点	評価項目	評価内容	評価点
地元企業評価	工事实績	四国地方整備局管内(港湾空港関係)の過去5年度間の当該工種の工事成績点。ただし、港湾等しゅんせつ工事については、過去10年度間とする。	5
	優良工事表彰(団体)、優秀貢献工事表彰(団体)、安全表彰(団体)、優良下請企業表彰(団体)等または四国四県の表彰等	平成24年度以降の ・四国地方整備局管内の優良工事表彰(団体)、優秀貢献工事表彰(団体)、安全表彰(団体)または優良下請企業表彰等 ・四国四県の発注工事に対する知事、土木部長または県土整備部長の表彰	5
	同種工事の施工実績	平成11年度以降の同種工事の施工実績(JVは出資比率20%以上、元請け実績)	5
	事故及び不誠実な行為等	四国地方整備局管内の当該業務に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故・業務関係者事故による評価または、不正又は不誠実な行為による評価	0~ -30
小計			-30 ~15
下請け比率	地元1次下請け比率評価	当該工事にて1次下請けとして建設工事の契約を予定している企業(最大5社)の下請け予定金額が入札金額に消費税相当額を加えた金額に対し20%以上の場合に評価	5
小計			5
評価点合計(地元1次下請け評価)			-30 ~20



見直し後

[H28年度より適用]

評価項目	評価基準	評価点
1次下請における地元企業の活用率	一次下請金額の総額に対する、地元企業の1次下請け金額の割合が目標値以上	10
災害協定締結の有無	地元1次下請企業(地元元請企業を含む)が、四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結している企業又は団体に所属している	5
評価点合計(地元1次下請け評価)		15

5) 施工能力評価型におけるチャレンジ型(試行)

※R2.4～新たな取り組み

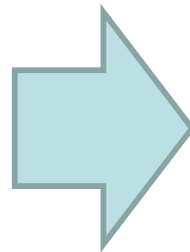
直轄工事実績や県工事実績が無く（少なく）新規参入が困難な企業への受注機会を拡大し、新たな地域建設業の担い手を確保することを目的として、施工能力評価型において、工事成績及び表彰等を評価せず、同種工事実績等のみで評価を行うチャレンジ型の試行を実施する。

【実施内容】

- 施工能力評価型の工事を対象とし、参加者が少ないことが想定される港湾土木工事等で適用予定。
- 分任官工事で数件(各事務所毎に1件)程度の試行を実施する。

【現行の施工能力評価型の配点表(例)】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優秀建設技術者表彰等	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域での施工実績	5
	災害支援に係る表彰等	5
	災害により出動した実績	5
その他企業評価		適宜



【チャレンジ型の配点表(例)】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	15
	同種工事の施工経験	55
	工事成績	—
	優秀建設技術者表彰等	—
基本企業評価	同種工事の施工実績	40
	工事成績	—
	工事に係る表彰	—
	近隣地域での施工実績	—
	災害支援に係る表彰等	—
	災害により出動した実績	—
その他企業評価		適宜

6. 総合評価における取り組み (担い手育成・確保)

1) 若手技術者育成制度の推進

※R元年度と変更なし

実績が少ないため、主任(監理)技術者に登用されづらい若手技術者(40歳未満)に代えて、経験豊富な技術指導者(旧補助者)で評価する工事を、選択式で引き続き実施する。

- 若手技術者育成制度を活用した際のインセンティブ
 - ・工事成績評定の創意工夫において評価する。
- 若手の定義
 - ・公告年度の4月1日に満40歳未満であること。
- 技術指導者に必要な条件等
 - ・主任(監理)技術者に求める要件を全て満たすこと。
 - ・技術指導者は1名のみを申請することとし、複数申請は認めない。
- 適用条件(全工事が対象)

(参考:H29年度までは工事難易度、工事発注規模による運用区分は無し。)

項目	工事難易度Ⅰ～Ⅲ、工事発注規模3億円未満	工事難易度Ⅳ以上、又は工事発注規模3億円以上
技術者の組み合わせ	・若手主任(監理)技術者+技術指導者(非専任)	・若手主任(監理)技術者+技術指導者(専任)
参加要件(資格、同種工事の実績)	・若手主任(監理)技術者の資格 ・技術指導者の同種工事の実績	・若手主任(監理)技術者の資格 ・技術指導者の同種工事の実績
総合評価加点項目(CPD、施工経験(同種性)、工事成績、表彰)	・技術指導者の実績にて評価	・技術指導者の実績にて評価
技術指導者の指導時期	・定期的(週1回以上かつ4時間/週以上)に若手主任(監理)技術者の指導を現場で行う	・現場に常駐し、指導を現場で行う
他工事との関連(技術指導者)	・他工事に主任(監理)技術者として従事していないこと ・技術指導者として他工事との兼務は3件以内	・他工事に技術者として従事していないこと ・技術指導者として他工事との兼務不可
技術指導者のCORINS登録	・技術指導者が現場に常駐する場合は、現場代理人又は担当技術者としてCORINS登録可 ・技術指導者が現場に常駐しない場合は、CORINS登録不可	・現場代理人又は担当技術者としてCORINS登録可

2) 登録海上起重基幹技能者の評価

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として「登録海上起重基幹技能者」を現場従事技能者として配置する場合に加算点を付与する取り組みを試行する。

■対象工事

一括審査活用方式を除く「技術提案評価型(WTOを除く)・施工能力評価型」において、主作業船を使用する工事へ適用する。

■対象資格

・登録海上起重基幹技能者

■評価項目

評価項目	評価基準	配点	評価点
登録海上起重基幹技能者の活用	基幹技能者を活用する	5点	5点
	活用しない	0点	

注)「登録海上起重基幹技能者」と「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」を同一人物で申請することは認めない。

【 港湾工事における適用例 】

配置を求める工種
浚渫工・揚土工
ケーソン・ブロック等据付
海上地盤改良工
上部工(海上施工)

※主要工種を対象とし詳細は、個別工事の入札説明書参照。

■評価対象者

①及び②を満足する登録海上基幹技能者の配置が有る場合、加算点付与の対象とする。

①登録海上起重基幹技能者は、元請又は下請企業(専門工事業者)と直接的かつ恒常的な雇用であること。

※「基幹技能者の活用」の評価対象者は、「主任(監理)技術者、現場代理人、技術指導者、担当技術者」を除く現場に従事する技能者とする。

※「登録海上起重基幹技能者」と「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」を同一人物で申請することは認めない。

②該当工種の主作業船が稼働する期間の全てに従事することを条件とする。

※受注者の責において配置出来なかった場合は、工事成績評定点を3点減点する。

■申請時提出資料

・申請書のみで評価し、証明資料の提出は不要。

※契約後に監督職員が「登録海上起重基幹技能者講習修了証」及び「直接的かつ恒常的な雇用」の確認を実施する。 25

3) 建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)等の評価

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として「**建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)**」又は「**建設ジュニアマスター(青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰)**」を現場従事技能者として配置する場合に加算点を付与する取り組みを試行する。

■対象工事

一括審査活用方式を除く「技術提案評価型(WTOを除く)・施工能力評価型」における「港湾等しゅんせつ工事」へ適用する。

■対象技能職種

・しゅんせつ工

■評価項目

評価項目	評価基準	配点	評価点
建設マスター等の活用	建設マスターを活用する	5点	5点
	建設ジュニアマスターを活用する	3点	
	活用しない	0点	

注)「登録海上起重基幹技能者」と「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」を同一人物で申請することは認めない。



■評価対象者

①及び②を満足する建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置が有る場合、加算点付与の対象とする。

①建設マスター、建設ジュニアマスターは、元請又は下請企業(専門工事業者)と直接的かつ恒常的な雇用であること。

※「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」の評価対象者は、「主任(監理)技術者、現場代理人、技術指導者、担当技術者」を除く現場に従事する技能者とする。

※「登録海上起重基幹技能者」と「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」を同一人物で申請することは認めない。

②浚渫(床掘含む)工の施工期間全てに従事することを条件とする。

※受注者の責において配置出来なかった場合は、工事成績評定点を3点減点する。

■申請時提出資料

・申請書のみで評価し、証明資料の提出は不要。

※契約後に監督職員が「顕彰状」、「技能職種」及び「直接的かつ恒常的な雇用」の確認を実施する。

4) 海上工事施工管理技術者の評価細分化

■ 目的

海上工事施工管理技術者において、平成30年度までは資格分類毎（Ⅰ～Ⅲ類）による評価は行っていなかったが、海上工事の主たる工種の資格分類毎で試験が実施されており、工種毎の専門性の向上を図るため、令和元年度より資格分類毎に評価を行う。

■ 実施概要

海上工事施工管理技術者は、海上工事の主たる工種毎に Ⅰ類：浚渫、Ⅱ類：コンクリート構造物、Ⅲ類：鋼構造物 に分けて設定し、総合評価で評価する。

Ⅰ類：浚渫

海上工事（大工種）	Ⅰ類の対象工種	主要作業船
浚渫工（航路・泊地）	ポンプ浚渫工	ポンプ浚渫船
	グラブ浚渫工	グラブ浚渫船
	硬土盤浚渫工	硬土盤グラブ船
	岩盤浚渫工	砕岩兼用グラブ船、砕岩船
	バックホウ浚渫工	バックホウ船
構造物撤去工	海上撤去工（航路・泊地）	起重機船、クレーン付台船、グラブ船

Ⅱ類：コンクリート構造物

海上工事（大工種）	Ⅱ類の対象工種	主要作業船		
基礎工	基礎捨石工	ガット船、クレーン付台船		
本体工	ケーソン式	ケーソン製作工（海上施工）	フローティングドック、ドルフィンドック、クレーン付台船	
		ケーソン進水据付工	クレーン付台船、引船（据付）、ガット船	
	ブロック式	本体ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船	
		場所打式	場所打コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
			水中コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
	プレバックドコンクリート工		ミキサー船、クレーン付台船	
	捨石・捨ブロック式	水中不分離性コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船	
		本体捨石工	ガット船、クレーン付台船	
		捨ブロック工	起重機船、クレーン付台船	
		沈埋トンネル	沈埋トンネル据付工	沈埋函沈設用台船、起重機船、クレーン付台船
上部工	上部コンクリート工（海上施工）	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船		
海上地盤改良工（コンクリート構造物の基礎施工）	床掘工	浚渫船、ガット船		
	圧密・排水工	サンドドレーン船、ペーパードレーン船		
	締固工	サンドコンパクション船		
	固化処理工	深層混合処理船		
消波工	消波ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船		
橋梁下部工	基礎工	ケーソン工	クレーン付台船、引船（据付）	
	橋台・橋脚工	橋脚コンクリート工	クレーン付台船、ミキサー船	
構造物撤去工	基礎工	基礎撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ船、ガット船	
		本体工撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ船	
	撤去工	ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船	
		上部撤去工	起重機船、クレーン付台船	
その他の海上工事	Ⅰ類・Ⅲ類へ分類ができない工事。			

Ⅲ類：鋼構造物

海上工事（大工種）	Ⅲ類の対象工種	主要作業船	
本体工	鋼矢板式	鋼矢板工	杭打船、クレーン付台船
	鋼杭式	鋼杭工	杭打船、クレーン付台船
	鋼製セル式	鋼製セル設置・打設工	起重機船、クレーン付台船
	ジャケット式等その他の鋼構造	鋼杭工、ジャケット等製作・据付工	起重機船、杭打船、クレーン付台船、ガット船、ミキサー船
	浮棧橋	鋼杭工	杭打船、クレーン付台船
海上地盤改良工（鋼構造物の基礎施工）	床掘工	浚渫船、ガット船	
	圧密・排水工	サンドドレーン船、ペーパードレーン船	
	締固工	サンドコンパクション船	
	固化処理工	深層混合処理船	
橋梁下部工	基礎工	鋼管矢板基礎工	杭打船、クレーン付台船
		鋼管杭打工	杭打船、クレーン付台船
構造物撤去工	撤去工	鋼管杭等撤去工	起重機船、クレーン付台船、杭打船、グラブ船
		ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船
		上部撤去工	起重機船、クレーン付台船

5)産休・育休取得期間に応じた評価対象期間(試行)

※R元年度と変更なし

[経緯]

将来の公共工事の品質確保のため、中長期的な担い手の育成・確保を図る観点から産前産後休業及び育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促すことで、技術者(男女問わず)の育成・確保を推進する。

[内容]

配置予定技術者(男女問わず)を対象に、施工経験を求める期間及び表彰対象期間において、産前産後休業及び育児休業を取得していた場合は、取得期間に応じた期間※を加えることができる。この場合においては、産前産後休業及び育児休業を取得したことを証明する資料(様式:休業期間の証明について)を提出すること。

(※取得期間に応じた期間は、「港湾空港関係の申請様式に関する留意点(産前産後休業及び育児休業に伴う技術者の実績及び表彰期間の考え方)」を参照。)

配置予定技術者が評価対象期間内に産休・育休を取得していた場合
(確認できる資料の提出があった場合)

■評価対象期間【延長前】

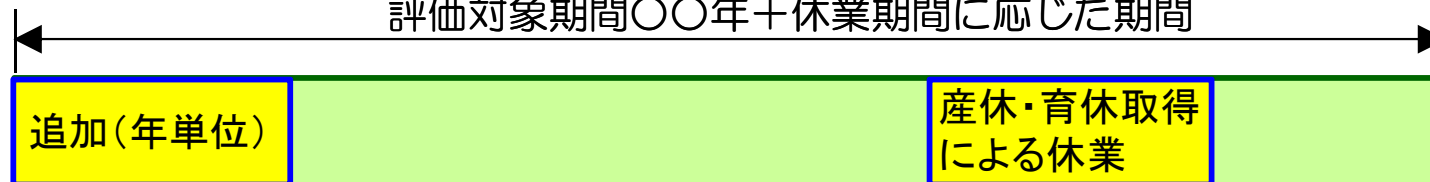
評価対象期間〇〇年



これまでは、休業していた期間も評価対象期間に含まれていた。

■評価対象期間【延長後】

評価対象期間〇〇年+休業期間に応じた期間



今後は、休業期間に応じた期間を評価対象期間に加算できる。

6) 適切な工期の確保等について(1/2)

※R2.4～ 新たな取り組み

I. 工事品質確保調整会議について

○目的

令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が改正され、発注者の責務として適切な工期を設定すること、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと等が規定された。

このため、工事着手前及び設計変更事象発生時等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程等について総合的に確認・調整し、円滑な工事の実施及び品質の確保を図るため、受発注者双方の責任者を入れた工事品質調整会議を設置する。

【実施概要】

○原則として港湾空港等工事の全件を対象

○開催時期

工事着手前に行うことを原則とするが、設計変更事象発生時のほか受注者からの要請に応じて複数回開催

○参加者

- ・発注者；副所長以上及び工務課長、関係課長等、各監督職員等
- ・受注者；受注者の代表等、現場代理人、監理技術者等

○開催内容

- ・設計図書に示された条件明示内容の確認
- ・工程提示の取組により発注者から提示（提出）された工期設定の条件等の確認と受注者作成による施工工程の確認及び調整
- ・施工計画書による施工計画の確認（従来の施工会議（施工打合せ）と同様）
- ・設計変更に関する内容の確認
- ・その他確認・調整等が必要な事項

○確認・調整等を行った事項について文書に記録し、必要に応じて契約変更を行うなど適切な対応を行う

6) 適切な工期の確保等について(2/2)

Ⅱ. 工程提示型について

※赤字はR2.4～改定

○令和元年6月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮するため、下記のとおり試行する。

1. 対象工事は原則全ての港湾・空港・海岸工事等。
2. 発注者は、工事の契約後速やかに発注者が想定している工程表の情報を提示(提出)。
3. 提示する情報については、受注者が適正な工程を確保するために重要な情報となることを考慮し、準備・後片付け期間、各工種の能力設定、施工順序や現場での作業不可期間等の情報を含んだもの。
4. 発注者及び受注者は、工事品質確保調整会議において発注者が提示した工程について相互で確認・調整し、工期延長の必要がある場合は、港湾工事共通仕様書1-1-18に基づき、工期変更の協議を行う。

7) 休日確保等に向けた取り組み(試行)(1/3)

※R元年度と変更なし

I. 荒天リスク精算型について

<目的>

発注者が荒天リスクの精算と工程変更に対応することで、受注者に休日の確保を促す試行工事。
供用係数を従来の固定制から精算制にし、工程変更にも対応することで、むやみに工期短縮に走ることを抑制しつつ休日確保しやすい環境を促すことで、技術者等への過度な負担を軽減し、担い手の育成・確保に繋げる。

<概要>

作業船を使用する海上工事を対象として、施工実績(運転日数・休止日数)により積算基準に基づいた実績供用係数を算出し、工期末までに実績供用係数を用いて契約変更を行う。また、必要に応じて工期延伸も行う。

<対象工事>

作業船を使用する海上工事を対象に、地域特性を踏まえつつ積極的に適用

<積算>

令和元年度～ 方針

実態の荒天日数から算出された供用係数ランクが当初積算の供用係数ランクから下がる場合は、当初積算の船舶及び船員供用係数は変更しない。
(但し休日を確保した場合に限る)

7) 休日確保等に向けた取り組み(試行)(2/3)

II. 休日確保評価型について

※赤字はR2.4～改定

<目的>

- 平成30年度から全工事を対象に取り組んでいる本評価について、実施内容(加点方法や休日起算日)を変更し、休日確保への意欲向上を目指す。

<概要>

- 現場における適切な休日の確保を促すため、休日確保を達成した工事に対して、工事成績評定「7. 法令遵守等」において加点評価する。変更内容は以下のとおり。

令和元年度の取組

- ・「週休2日」「4週6休～4週8休」を達成した場合、成績評定で加点
 - ・休日起算日について、土曜日起算とする
 - ・休日確保達成による各加点
- 【陸上・海上工事共通】

週休2日	2点	4週8休	1点
		4週7休	0.8点
		4週6休	0.5点



令和2年度の取組方針

- ・「週休2日」「4週6休～4週8休」を達成した場合、成績評定で加点するが、陸上工事・海上工事別の評価とする
 - ・休日起算日について、土曜日起算又は月曜日起算のどちらでも可能とする
 - ・休日確保達成による各加点
- 【陸上工事(現行どおり)】

週休2日	2点
4週8休	1点
4週7休	0.8点
4週6休	0.5点

【海上工事】

週休2日又は4週8休	2点
4週7休	1.5点
4週6休	1.0点

※1 週間工程表の閉所日の実績に基づき評価する。

※2 軽易な作業等により少数が出勤した日については、代休の取得状況等を確認の上、閉所とみなす。

7) 休日確保等に向けた取り組み(試行)(3/3)

Ⅲ. 休日確保評価型(工期指定)の試行について

※R2.4～ 新たな取り組み

<目的>

事情により工期延伸が不可能又は困難な工事に対し、本試行を適用することで、工事における休日確保を図る。

【対象工事】

○事情により工期延伸することが不可能又は困難な工事等とする。

【工期延長せずに休日確保するための対策】

○受注者提案による生産性向上に資するNET | S技術の採用等、施工方法変更による工期短縮。

○技術者・技能者等の交替制導入による技術者等個人単位での休日確保。

○工事着手前又は施工途中で工期短縮の必要が生じた場合に、工事品質確保調整会議により工期短縮の妥当性等について確認、調整し、対策の有無や内容を決定

○必要な経費については、契約変更の対象とする。

【休日の確認方法】

○現行の休日確保評価型試行工事と同様に現場閉所による確認と、休日確保を達成した場合に加点を行う。

【労務費の補正】

○週休2日又は4週8休を達成した場合において、労務費の補正を行う。

【交替制での休日の確認方法】

○評価対象は、一部の例外※を除き工事に関わる技術者・技能者全員とする。

○交替制の対象となる期間に対し、対象者1人ずつの休日取得状況を把握する。

○確認方法は、受注者が施工計画書(変更含む)に明記し、導入前に受注者が提案し監督職員と協議する。

※一部の例外；測量等に関わる技術者、交通誘導員、運送業者等、安全監視船の船員のほか建設業法によらない業者等

【達成条件】

○対象者1人ずつに対し、週休2日・4週8休等の休日取得を標準とする。

四国において、令和2年度は1件程度試行予定

※赤字はR2.4～改定

<目的及び概要>

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）の趣旨を踏まえ、建設現場における担い手育成等の取組を推進する。

建設現場における担い手育成等の取組を推進するため、若手技術者を配置した工事、働きやすい職場環境を整備した工事及び担い手育成活動を実施した工事については、成績評定で評価する。

<若手技術者を配置した工事（若手技術者育成制度：再掲）>

- ・ 満40歳未満の者を主任技術者又は監理技術者として配置した場合、請負工事成績評定の「5. 創意工夫」で評価
(ただし、主任（監理）技術者が工事の途中で交代した場合には評価しない。)

<働きやすい職場環境を整備した工事>

- ・ 快適トイレを導入した工事で、かつ現場事務所において喫煙室、休憩室、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室のいずれかの職場環境を整備した場合、請負工事成績評定の「5. 創意工夫」で評価

<担い手育成活動を実施した工事>

- ・ 土木業界に関係の有無に関わらず子供から大学生等までの若手に対し、受注者が現場視察・実習、講習会等を開催し、建設業への関心の喚起や、作業船による施工、操船等の建設技術の習得の機会を提供した場合、請負工事成績評定の「6. 社会貢献等」で評価
(ただし、受注者(下請を含む)の職員を対象としたものや、単に受注者(下請を含む)への就職を目的としたものは対象としない。)

令和2年度から
の取組方針

7. 総合評価における取り組み (中小企業の受注機会確保)

1) W T O 対象工事の構成員に係る客観点数の引き下げ

※R元年度と変更なし

W T O 対象工事における参加要件の緩和

中小建設業者の受注機会の確保を目的とし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員に係る客観点数について、特定建設工事共同企業体として効果的な共同施工のために必要な施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる工事について、客観点数の引き下げ幅を拡大する。

見直し前

[H29年度適用]

【港湾土木工事】

JV構成企業	客観点数	引下げ
代表者	1150点以上	—
代表者以外の構成員	950点以上	200点

見直し後

[H30年度より適用]

【港湾土木工事】

JV構成企業	客観点数	引下げ
代表者	1150点以上	—
代表者以外の構成員	850点以上	300点

【港湾等しゅんせつ工事】

JV構成企業	客観点数	引下げ
代表者	950点以上	—
代表者以外の構成員	850点以上	100点

【港湾等しゅんせつ工事】

JV構成企業	客観点数	引下げ
代表者	950点以上	—
代表者以外の構成員	750点以上	200点

2) (甲型) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員 (技術者) 要件緩和

※R元年度と変更なし

代表者以外の構成員 (技術者) 要件緩和

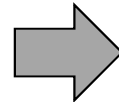
中小建設業者の受注機会の確保を目的とし、(甲型) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員の技術者要件について緩和 (同種実績を求めない) する。

【対象】 (甲型) 特定建設工事共同企業体が対象となる全工事。

見直し前

[H29年度適用]

JV構成企業	参加資格要件
代表者以外の構成員	資格, <u>同種実績</u> , 雇用関係



見直し後

[H30年度より適用]

JV構成企業	参加資格要件
代表者以外の構成員	資格, 雇用関係

※「甲型」とは、共同施工方式のことであり、1工事について予め定めた出資費率に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同施工する方式である。

8. 総合評価における取り組み (生産性向上)

※赤字はR2.4～改定

四国地方整備局港湾空港部では、建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す新しい取り組みとして、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づくICT活用工事を、**ICT浚渫工、ICT基礎工、ICTブロック据付工において引き続き実施する**。施工者希望型については、加算点を付与する取り組みを実施する。

■総合評価落札方式に関する事項 注)太字:型式で異なる点

【施工者希望型】

(1)総合評価(企業評価(その他企業評価))で評価する

※施工者の希望により①～⑥を全面活用する場合、ICT活用工事計画書について評価する

(2)総合評価(技術提案(施工計画等))の評価対象外

※ICT活用施工技術を応用した提案は応用部分のみ評価対象

(3)必要経費は変更計上する

(4)工事成績評定時に評価する

なお、受注者の責により実施されなかった場合は3点減点する

【発注者指定型】

(1)総合評価(企業評価・技術者評価)で評価しない

(2)総合評価(技術提案(施工計画等))の評価対象外

※ICT活用施工技術を応用した提案は応用部分のみ評価対象

(3)必要経費は当初設計で計上

(4)工事成績評定時に評価する

なお、受注者の責により実施されなかった場合は3点減点する

「ICT活用工事」

施工プロセスの各段階においてICTを全面的に活用する工事

①3次元起工測量・・・ICT浚渫工、ICT基礎工

②3次元数量計算・・・ICT浚渫工、ICT基礎工

③ICTを活用した施工・・・ICT浚渫工、ICT基礎工、ICTブロック据付工

④3次元出来形測量・・・ICT浚渫工

⑤完成形状把握のための3次元測量・・・ICTブロック据付工

⑥3次元データの納品・・・ICT浚渫工、ICT基礎工、ICTブロック据付工

■適用

【施工者希望型】・・・工事規模2.5億円未満 or 中小企業対象工事

【発注者指定型】・・・工事規模2.5億円以上

■対象工事

【ICT浚渫工】・・・原則全工事実施予定

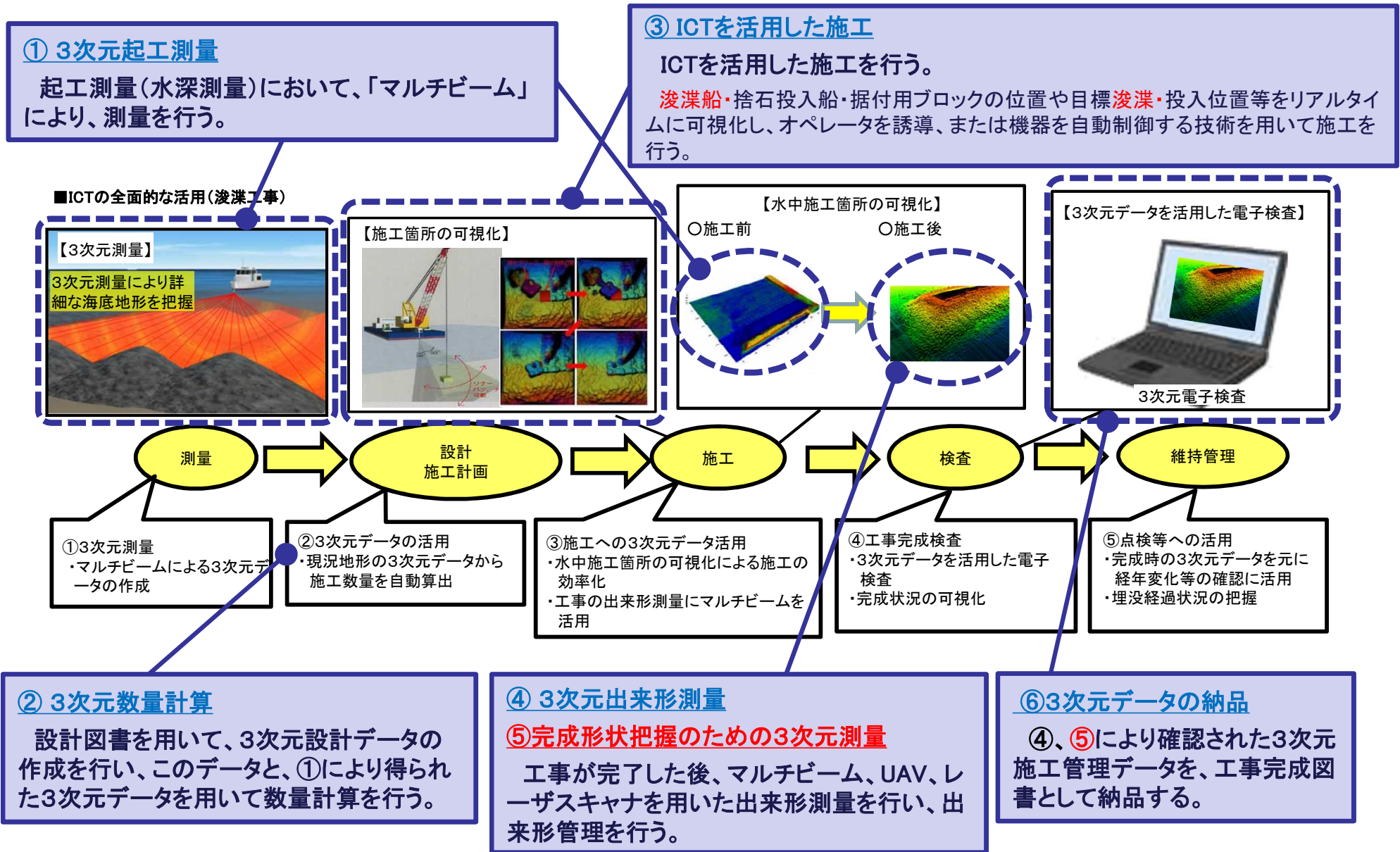
【ICT基礎工】・・・原則全工事実施予定

【ICTブロック据付工】・・・原則全工事実施予定

■評価項目及び評価基準(施工者希望型のみ、ICT浚渫工の場合)

評価項目	評価基準	配点	評価点
ICT活用工事 (ICT活用工事計画書)	「①3次元起工測量」、「②3次元数量計算」、「③ICTを活用した施工」、「④3次元出来形測量」、「⑤3次元データの納品」の全ての段階で全面的にICTを活用	5	5
	・上記以外	0	

※赤字はR2.4～改定



『ICT浚渫工・基礎工・ブロック据付工』の取組み方針の実施イメージ

※R元年度と変更なし

電子入札システム申請時において、工事实績等の申請書類の様式に記載している「コリンズ番号」を発注者が確認することにより、証明資料となる特記仕様書等の提出書類の削減を図り、申請手続きの簡素化に繋げる。
但し、発注者がコリンズ内容を確認し、コリンズの内容だけで判断できない場合は追加資料を求める。

従来

- I. 競争参加資格確認申請書
 - II. 同種の工事の施工実績
 <証明資料:20枚程度/者>
 - コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面
 - 請負工事成績評定通知書
 - III. 主任(監理)技術者等の資格・工事経験
 <証明資料:20枚程度/者>
 - コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面
 - 請負工事成績評定通知書
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
 - IV. 技術指導者の資格・工事経験
 <証明資料:20枚程度/者>
 - コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面
 - 請負工事成績評定通知書
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
 - V. 技術提案
 - VI. 工事に使用する作業船の申請
 - 国際大気汚染防止原動機証書及び国際大気汚染防止原動機証書の追補1式
 - 船舶登記簿謄本
 - 共同保有契約書
- 等

R元d~

- I. 競争参加資格確認申請書
 - II. 同種の工事の施工実績
 <証明資料:1枚程度/社>
 - コリンズ登録内容確認書(1枚目のみ)又は契約書・特記仕様書・図面 **不要**
 - 請負工事成績評定通知書 **不要**
 - III. 主任(監理)技術者等の資格・工事経験
 <証明資料:3枚程度/者>
 - コリンズ登録内容確認書(1枚目のみ)又は契約書・特記仕様書・図面 **不要**
 - 請負工事成績評定通知書 **不要**
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
 - IV. 技術指導者の資格・工事経験
 <証明資料:3枚程度/者>
 - コリンズ登録内容確認書(1枚目のみ)又は契約書・特記仕様書・図面 **不要**
 - 請負工事成績評定通知書 **不要**
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
 - V. 技術提案
 - VI. 工事に使用する作業船の申請
 - 国際大気汚染防止原動機証書及び国際大気汚染防止原動機証書の追補1式
 - 船舶登記簿謄本
 - 共同保有契約書
- 等

約9割削減(60枚程度→7枚程度)
工事实績等に関する証明資料の提出を

■対象工事:本官工事について試行として実施する。

9. 総合評価項目の留意点 (配置予定技術者)

1) 配置予定技術者の申請人数の変更

①目的

配置予定技術者（主任（監理）技術者）を複数名申請から1名申請とし、契約後一定期間内での変更を認めることにより、申請書類の削減や申請手続きの簡素化を図る。

②競争参加申請時における配置予定技術者

従来、配置予定技術者の複数申請を可としていたが、**1名のみを申請することとし、複数申請は認めない。**

③変更申請受け付け期間

契約日から工事着手日1週間前までに、⑤の書類により申請する。

- ※ 工事着手日とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む。）の初日をいう。（港湾工事共通仕様書より）
- ※ 工事着手日が主任（監理）技術者の専任を要する期間の始期であることから、変更主任（監理）技術者が申請時の配置予定技術者と同等であることを確認する期間として、1週間前を期限とする。

④変更主任（監理）技術者に必要な条件

変更前の主任（監理）技術者と**同等以上の技術力が変更後の主任（監理）技術者1名にて確保されること。**

- ※ 「同等以上の技術力」とは、以下の「⑤主任（監理）技術者を変更する際の提出書類」の発注者による確認結果が、競争参加申請時の資格要件を満足していることに加え、評価点合計が同点以上であること。
なお、評価点合計が変更前よりも高い場合は、変更前と同点として扱う。

⑤主任（監理）技術者を変更する際の提出書類

変更後の主任（監理）技術者が当初主任（監理）技術者と同等以上と判断するための、以下の書類を提出する。

- ・ 変更後の主任（監理）技術者の参加資格、施工経験、表彰などが評価・確認できる資料。
- ・ 受注会社との一定の雇用期間（競争参加資格確認資料等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用）が確認できる資料。

⑥変更が認められなかった場合の措置

発注者側での確認の結果、変更後の主任（監理）技術者が同等以上と認められなかった場合は、競争参加申請時の配置予定技術者を配置するものとし、配置出来ない場合は契約を取り消す。

⑦工事着手日1週間前以降の主任（監理）技術者変更

従来どおり、病休・死亡・退職等極めて特別でやむを得ない場合以外での変更は認められない。

2) 配置予定技術者の「同種」及び「同種性」における従事期間

※R元年度と変更なし

平成30年度から、配置予定技術者(技術指導者含む)の「同種工事」、「同種性の認められる工事」、「より同種性の高い工事」の実績として必要な従事期間を定める。

実績として必要となる従事期間(技術者の従事期間と契約工期が一致しない場合)

参加資格要件【同種工事】

・従事状況が、工事着手日から工期末日まで(工期内完成検査の場合は完成検査日まで)の期間の50%以上且つ、該当工種に従事していることが確認できない場合は、実績として認めない。ただし、次に掲げる①又は②の「工事現場への専任を要しない期間」が存在する工事実績については、その期間を除く。

評価項目【「同種性の認められる工事」及び「より同種性の高い工事」】

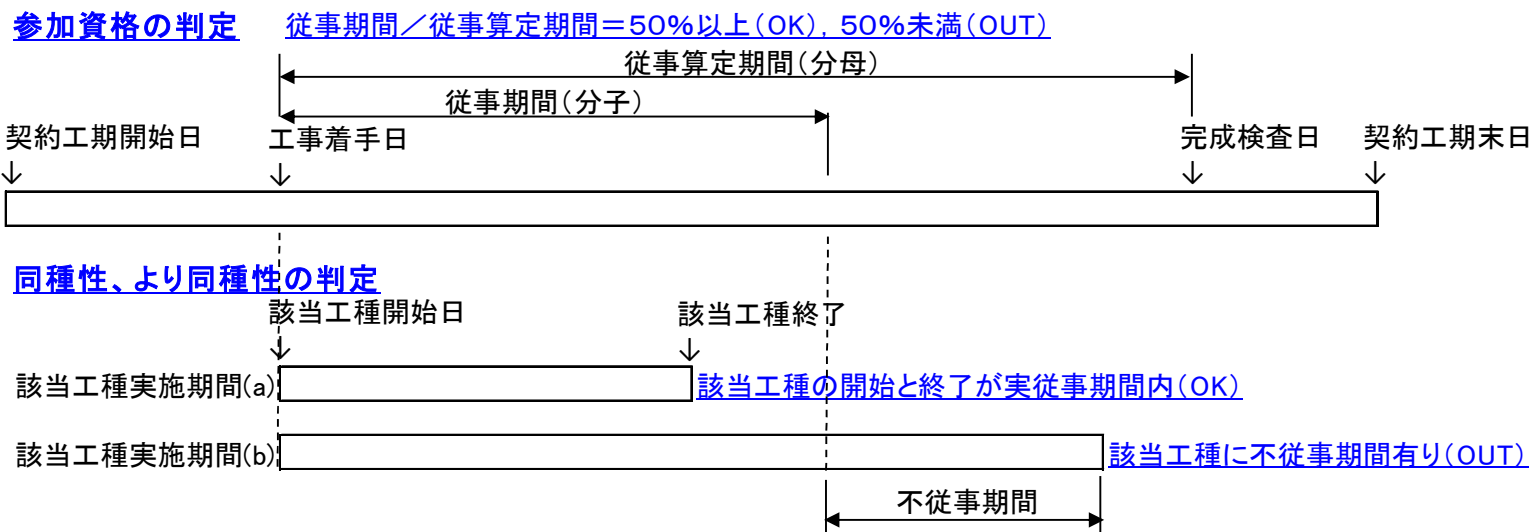
・従事状況が、工事着手日から工期末日まで(工期内完成検査の場合は完成検査日まで)の期間の50%以上且つ、該当工種の従事期間が100%従事していることが確認できない場合は、実績として認めない。ただし、次に掲げる①又は②の「工事現場への専任を要しない期間」が存在する工事実績については、その期間を除く。

① 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。

② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。

(注)「工事現場への専任を要しない期間」については、上記①②のいずれの場合も発注者と建設業者の間で取り交わした書面により、その期間が明確に確認できる設計図書もしくは打合せ記録等の資料を添付すること。添付が無い場合は、契約工期を基本に従事期間を判定するものとする。(技術者の従事期間と契約工期が一致する場合は不要)

※工事着手日とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始することをい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む。)の初日をいう。(港湾工事共通仕様書より)



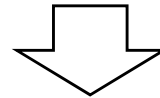
※R元年度と変更なし

3) 配置予定技術者評価の工事成績評価期間の拡大

・技術者の過去の工事成績の活用を図り、特定の技術者への偏りを解消するため、配置予定技術者評価の工事成績評価期間について、平成30年度までは過去5年度間の評価としていたが、令和元年度より過去6年度間の評価に拡大する。

～平成30年度

当該工種の地方整備局における過去5年度間の平均工事成績点。 施工経験として提出した同種工事の工事成績点(過去5年度間に完成した北海道開発局または、沖縄総合事務局発注の工事に係る施工実績又は四国四県発注の工事に係る施工実績を評価する)	当該工種の地方整備局における過去5年度間の工事成績点が平均80点以上 北海道開発局または、沖縄総合事務局の施工経験として提出した同種工事の工事成績点が80点以上	30	30
	当該工種の地方整備局における過去5年度間の工事成績点が平均66点以上、79点以下 北海道開発局または、沖縄総合事務局の施工経験として提出した同種工事の工事成績点が66点以上、79点以下 (工事成績1点につき2点きざみで配点する)	28 }	
	四国四県が発注した施工経験として提出した同種工事で75点以上	2	
	当該工種の地方整備局における過去5年度間の工事成績点が平均65点以下又は工事成績なし、北海道開発局または、沖縄総合事務局の施工経験として提出した同種工事の工事成績点が65点以下又は工事成績なし、四国四県が発注した施工経験として提出した同種工事で75点未満又は工事成績なし	10 0	



令和元年度～

当該工種等の工事成績点 ① 地方整備局における平均工事成績点 ② 北海道開発局、沖縄総合事務局発注の施工実績評価 ③ 四国四県発注の施工実績評価	① 当該工種における過去6年度間の工事成績点が平均80点以上 ② 施工経験として提出した同種工事(過去6年度間に完成した施工実績)の工事成績点が80点以上	30	30
	① 当該工種における過去6年度間の工事成績点が平均66点以上、79点以下 ② 施工経験として提出した同種工事(過去6年度間に完成した施工実績)の工事成績点が66点以上、79点以下 (工事成績1点につき2点きざみで配点する)	28 }	
	③ 施工経験として提出した同種工事(過去6年度間に完成した施工実績)で75点以上	2	
	① 当該工種における過去6年度間の工事成績点が平均65点以下又は工事成績なし、 ② 施工経験として提出した同種工事(過去6年度間に完成した施工実績)の工事成績点が65点以下又は工事成績なし、 ③ 施工経験として提出した同種工事(過去6年度間に完成した施工実績)で75点未満又は工事成績なし	10 0	

※R元年度と変更なし

4) 配置予定技術者の施工経験に係る評価点(試行)

・近年、直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し、担い手の中長期的な育成・確保の観点から、配置予定技術者の評価について、直轄発注工事と県発注工事の施工経験を同等に扱う取り組みを試行する。

評価内容	評価項目	評価基準	配点	得点	
配置予定技術者	継続教育 (CPD)	(社)全国土木施工管理技士会連合会、(社)日本技術士会、(社)日本建築士会連合会及び建築設備士関係団体CPD協議会及び(社)土木学会のCPDにおいて、過去5年間で学習したユニット数が50ユニット以上	5	5	
	施工経験	地方公共団体(港湾管理者含む)の、より同種性の高い工事	主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	10	10
			主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	8	
		民間の、より同種性の高い工事	主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	4	
			国土交通省・他省庁・特殊法人等の、より同種性の高い工事	4	
			担当技術者の施工経験あり	4	
			担当技術者の施工経験あり	4	
	工事成績	当該工種の地方整備局における過去6年度間の工事成績点が平均80点以上 北海道開発局または、沖縄総合事務局の施工経験として提出した同種工事の工事成績点が80点以上	30	30	
			当該工種の地方整備局における過去6年度間の工事成績点が平均66点以上、79点以下 北海道開発局または、沖縄総合事務局の施工経験として提出した同種工事の工事成績点が66点以上、79点以下 (工事成績1点につき2点きざみで配点する)		28 ~ 2
		四国四県が発注した施工経験として提出した同種工事	75点以上		10
	表彰	表彰	四国地方整備局長表彰又はi-Construction大賞(国土交通大臣賞・優秀賞)の実績あり	5	5
			四国地方整備局管内の部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長)表彰の実績あり	3	
計				45	

■試行内容

- ・施工経験：「直轄の実績」と「地方公共団体の実績」を同等に評価。
- ・表彰：評価項目として設定しない。
- ・対象工事：港湾土木工事(B等級以下)で、四国管内で1件以上試行。

**10. 総合評価項目の留意点
(作業船、災害時復旧支援体制、
災害出動実績)**

1) 使用する作業船の評価(1/6)

〔背景と経緯〕

- ・港湾の機能強化や老朽化対策及び災害復旧等に不可欠な作業船は減船や老朽化が進んでいる。
- ・「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」により、作業船も対象としたNO_xの排出規制が平成17年より実施され、段階的に強化されているが、作業船保有者の約97%が中小企業であり、厳しい経営環境から買換が進んでいないこともあり、現有作業船の95%がNO_x排出規制適用前に建造された船舶となっている。

〔見直し内容〕

◎(平成28年度より)

作業船保有状況と環境性能の評価項目について評価点を見直すことで、共有保有の保有状況を適切に評価点に反映する。
また、申請時点において使用する作業船が確定できず、申請を断念していた企業の申請を促すため複数申請を可とする。

①自社保有あるいは共有保有の割合に応じて加点する。

※リース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う(ファイナンスリース)船舶も自社保有船舶に含めることができる。

②申請できる作業船は複数でも可とし評価の一番低い作業船を加算対象とする。なお、申請されたいずれかの作業船については履行義務を課す。

◎(平成29年度より)

環境性能の評価基準において、規制基準値に対する記載がなかったことから「2次規制」を記載する。

①環境性能の有無については、国際大気汚染原動機証書に記載されている放出基準値が1次規制又は2次規制に関わらず、窒素酸化物の放出量に係る放出基準値(2次規制)を満足した放出量であれば評価する。

■対象工事(総合評価タイプ)

WTO及びチャレンジ型を除く、主作業船を使用する全ての海上工事

1) 使用する作業船の評価(2/6)

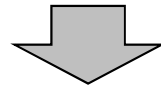
[見直し内容]

作業船の自社保有船舶の定義を見直し。

～H29d

(様式－7)留意事項

3) 自社保有船舶とは、100%自社所有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社が所有する船舶をいう。(ただし、子会社はその船舶を自社保有(100%所有)していなければならない。)また、申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、且つ、実態として申請者が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う(ファイナンスリース)船舶も自社保有船舶に含めることができる。



H30d～

(様式－7)留意事項

3) 自社保有船舶とは、100%自社所有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社100%所有の船舶又は親会社と共有で100%所有している船舶をいう。また、申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、且つ、実態として申請者が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う(ファイナンスリース)船舶も自社保有船舶に含めることができる。

1) 使用する作業船の評価(3/6)

[見直し内容]

- ・子会社と共有所有している場合の確認資料の追加。
- ・ファイナンスリースの確認資料の追加。
- ・本工事の契約期間中における共有保有率の変更手続きの追加。
- ・共有船で契約(協定)期間が自動更新の場合は、契約(協定)書に記載されている契約(協定)期間末日が競争参加資格確認資料の提出期限日より短いものは、競争参加資格確認資料の提出期限日において契約(協定)期間が継続されていることの誓約書の提出を求める。

(様式-7)留意事項

4) 作業船を子会社が保有又は子会社と共有している場合は、親会社の子会社の株式を保有していることを確認できる資料として「株主名簿記載事項証明書」の写しを添付すること。

5) ファイナンスリースについては、リース契約書及びリース会社に購入を選択した旨の「通知書」の写しを添付すること。

6) 共有船舶については、当該船舶の所有あるいは所有船舶の現行機能を保持するに当たり、新造、改良または機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担している船舶をいう。なお、申請された作業船については、原則、本工事の契約期間中における共有保有率の変更手続きは認めない。

8) 作業船の共有及び持ち分(出資)比率が確認できる資料として「船舶登記簿謄本」「登録事項証明書」「建設機械登記」「共同保有契約書」「共有協定書」の写し(船名に加え、共有保有者全員の社名及び持分比率が確認できる部分)を添付すること。なお、「共同保有契約書」及び「共有協定書」において契約(協定)期間が自動更新の場合で、契約(協定)書に記載されている契約(協定)期間末日が競争参加資格確認資料の提出期限日より短いものは、競争参加資格確認資料の提出期限日において契約(協定)期間が継続されていることの誓約書(様式-7別紙)を添付すること。

1) 使用する作業船の評価(4/6)

様式－7別紙

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
四国地方整備局次長 殿〇〇建設株式会社
代表者 〇〇 〇〇 印「工事に使用する作業船の申請」における共有船に係る
契約(協定)期間が継続されていることの誓約書

(主作業船が共有船の場合)

1. (主作業船の種別及びその船名を記載)は、共有船であり共同保有契約書(又は共有協定書)写しを添付しておりますが、契約(協定)期間については、自動更新であり契約(協定)期間が、競争参加資格確認資料の提出期限日においても継続していることを誓約致します。

* 主作業船が共有船の場合で、契約期間が自動更新のため契約(協定)書に記載されている契約(協定)期間末日が、競争参加資格確認資料の提出期限日より短いものは、競争参加資格確認資料の提出期限日においても契約が継続していることを証明するために添付するものとし、添付がない場合は評価しない。

[見直し内容]

【様式追加】

・災害時の復旧支援体制の確保(様式－7)で主作業船が共有船の場合で、確認資料として「共同保有契約書」「共有協定書」のいずれかで証明する際、契約(協定)期間が自動更新の場合で、契約(協定)書に記載されている契約(協定)期間末日が競争参加資格確認資料の提出期限日より短いものは、競争参加資格確認資料の提出期限日において契約(協定)期間が継続されていることの誓約書(様式－7別紙)を添付すること。なお、添付がない場合は評価しない。

1) 使用する作業船の評価(5/6)

[見直し内容]

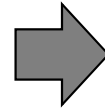
◎共有保有の場合の「持ち分比率」に応じた配点

共有船の場合の「持ち分比率」に応じた配点を以下のとおり見直す。【5～1点 → 4～0点に見直し】

見直し前

[H29年度まで]

評価の視点	評価項目	評価基準	配点	評価点
使用する作業船の保有	環境負荷の低い作業船の使用	工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船に設置している窒素酸化物の放出基準の対象となる原動機のすべてが、窒素酸化物の放出量に係る放出基準値(2次規制)を満足している	5	5
		上記以外	0	
	使用する作業船の保有	工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を自社保有している	5	5
		工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を共有保有している 申請者の持ち分(出資)比率に応じて配点する ・50%以上の持ち分(出資)比率(5点) ・20%以上50%未満の持ち分(出資)比率(3点) ・20%未満の持ち分(出資)比率(1点)	5～1	
上記以外		0		
小計				10



見直し後

[H30年度より適用]

評価の視点	評価項目	評価基準	配点	評価点
使用する作業船の保有	環境負荷の低い作業船の使用	工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船に設置している窒素酸化物の放出基準の対象となる原動機のすべてが、窒素酸化物の放出量に係る放出基準値(2次規制)を満足している	5	5
		上記以外	0	
	使用する作業船の保有	工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を自社保有している	5	4～0
		工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を共有保有している 申請者の持ち分(出資)比率に配点(満点)を乗じて加算する(小数点以下切り捨て)	4～0	
上記以外		0		
小計				10

※1: 評価の対象となる主作業船は、工事に使用する「〇〇船」とし、複数申請は可とするが、評価の一番低い主作業船を加算対象とする。

※2: 国際大気汚染原動機証書に記載されている放出基準値が1次規制又は2次規制に関わらず、窒素酸化物の放出量に係る放出基準値(2次規制)を満足した放出量であれば評価する。

1) 使用する作業船の評価(6/6)

[見直し内容]

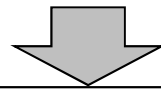
「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物の放出量」は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令に規定されており、現在は2次規制(平成22年7月1日施行)であるが、規制基準値に対する記載がなかったことから記載した。

環境性能の有無については、有無国際大気汚染原動機証書に記載されている放出基準値が1次規制又は2次規制に関わらず、窒素酸化物の放出量に係る放出基準値(2次規制)を満足した放出量であれば評価する。

～H29d

(様式－7)留意事項

2) 工事に使用する作業船に設置された原動機一覧には、作業船建造時に設置された原動機もしくは建造時に設置された原動機を撤去した場合は、代替えとして設置された原動機すべてを記載すること。なお、いずれかの原動機において、環境性能を達成(「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足しているもの)していない場合は、加点の対象としない。



H30d～

(様式－7)留意事項

2) 工事に使用する作業船に設置された原動機一覧には、作業船建造時に設置された原動機もしくは建造時に設置された原動機を撤去した場合は、代替えとして設置された原動機すべてを記載すること。なお、いずれかの原動機において、環境性能を達成(国際大気汚染原動機証書に記載されている放出基準値が1次規制又は2次規制に関わらず「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準(2次規制)」以下の放出量を満足しているもの)していない場合は、加点の対象としない。

2) 受発注者の負担軽減①(災害時の復旧支援体制の確保)(1/2)

※R元年度と変更なし

災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有の確認について、平成30年度までは工事毎に保有状況の確認資料を求めていた。令和元年度より、船舶保有の確認について従来の各工事毎ではなく、事前審査による「船舶保有確認書」を工事毎の申請資料に添付し評価を行うことで、入札契約手続きの負担軽減を行う。

【～平成30年度】

入札・契約手続き時において、船舶保有にかかる[確認資料一式]を申請資料に添付

- 工事毎に毎回資料を添付し申請する必要があり、提出資料が膨大になり、審査作業も煩雑になる。
- 確認に必要な資料が不足していることで、船舶保有として評価されないものがあった。



【令和元年度～】

・令和元年9月30日までの公告案件については、従来どおり入札契約手続き時において、船舶保有にかかる[確認資料一式]を申請資料に添付

・令和元年6月3日から事前審査の申請受付開始、平成31年10月1日以降の公告案件より運用(確認書による評価)開始

- ＜船舶保有をより確実に評価するために、申請方法を事前審査で発行する「船舶保有確認書」及び競争参加資格確認申請時に保有形態(自社保有、共同保有又は傭船の契約(協定)期間)が継続されていることの「誓約書」のみとする。＞
- ＜「船舶保有確認書」の有効期限は「船舶保有確認書」の発行日より2年間とする。＞

[船舶保有確認書]を申請する際の留意事項

- 予め「申請要領」を確認のうえ、船舶保有と認められる内容であるものを申請するとともに、添付資料に不足が無いよう資料を整えて申請すること。
- 申請資料に不足等がある場合は、確認のための追加資料を請求する等時間を要することとなるため、余裕をもった申請を行うこと。

※「船舶保有確認書」の発行後に保有状況についての契約形態等が変更になった場合は、有効期限内であっても変更の事実が確認された日をもって、「船舶保有確認書」の効力は失効となるため、再申請しなければならない。変更があったにも関わらず、変更前の内容で審査した「船舶保有確認書」を使用した場合は、虚偽申請と見なし、処罰の対象となる恐れがある。

※詳細は「災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書交付申請要領」を四国地方整備局(港湾空港部)のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

【ホームページのアドレス】 <http://www.pa.skr.mlit.go.jp/business/contract/rule/main.htm>

2) 受発注者の負担軽減①(災害時の復旧支援体制の確保)(2/2)

※R元年度と変更なし

【～令和元年9月30日(公告)まで】

(様式-6) 災害時の復旧支援体制の確保

工事名: ○○○○工事

会社名: _____

船種(※1)	
船名(※1)	
船籍港又は定係港(※2)	
所有者(※3)	
保有形態(※3)	

四国地方整備局管内に、船籍港又は定係港を有する主作業船1隻について作成し、以下の証明できる資料(写)を添付すること。なお、添付内容に不足がある場合は、認めない場合がある。

(※1)主作業船の「船種」及び「船名」に係る証明は、以下によるものとする。
・主作業船の写真(主作業船の全景及び船名がわかるもの)を添付すること。

(※2)四国地方整備局管内に船籍港又は定係港を有する、主作業船の「船籍港又は定係港」を記載すること。

(※3)主作業船の「所有者」及び「保有形態」に係る証明は、以下によるものとする。
自らが保有する主作業船船は、自社保有船舶の他に、共有船舶、備船契約船舶(契約期間が競争参加資格確認資料の提出期限日から起算して過去1年以上あること)も可。なお、備船契約の場合は、備船した企業が維持管理費を負担する契約であること。

①.主作業船が自社保有の場合は、所有者が確認できる資料として「船舶検査証書」「造船契約書」「納税証明書」「譲渡証明書」「売買契約書」「船舶登記簿謄本」「登録事項証明書」「建設機械登記」のいずれかの写しを添付すること。

②.主作業船が共有船舶の場合は、所有者が確認できる資料として「船舶登記簿謄本」「登録事項証明書」「建設機械登記」「共同保有契約書」「共有協定書」のいずれかの写し(船名に加え、共有保有者全員の社名が確認できる部分)を添付すること。なお、「共同保有契約書」及び「共有協定書」において契約(協定)期間が自動更新の場合で、契約(協定)書に記載されている契約(協定)期間末日が競争参加資格確認資料の提出期限日より短いものは、競争参加資格確認資料の提出期限日において契約(協定)期間が継続されていることの誓約書(様式-6別紙)を添付すること。

③.主作業船が備船の場合は、備船した企業が維持管理費を負担する契約であること及び契約期間が競争参加資格確認資料等の提出期限日から起算して過去1年以上あることが確認できる「備船契約書」「賃貸借契約書(裸備船契約書)」のいずれかの写しを添付すること。
なお、契約期間が自動更新の場合で、契約書に記載されている契約期間末日が競争参加資格確認資料の提出期限日より短いものは、競争参加資格確認資料の提出期限日において契約期間が継続されていることの誓約書(様式-6別紙)を添付すること。

+

船種及び船名

・写真:(主作業船)全景及び船名がわかるもの

+

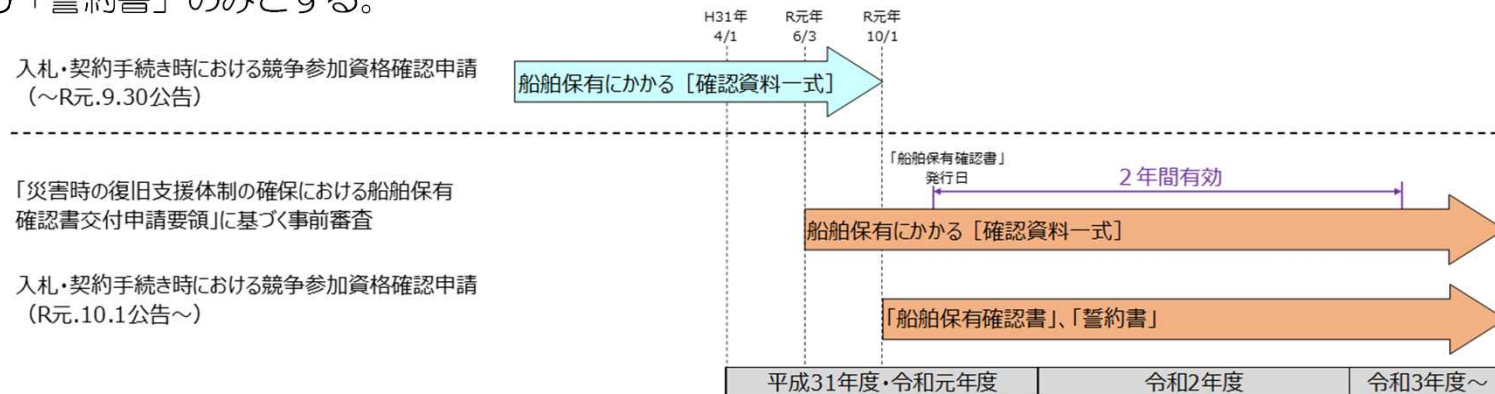
保有形態の確認資料
(この中のいずれかの資料を添付)

<p>【自社保有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶検査証書 造船契約書 納税証明書 譲渡証明書 売買契約書 船舶登記簿謄本 登録事項証明書 建設機械登記 	<p>【共有保有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶登記簿謄本 登録事項証明書 建設機械登記 共同保有契約書 共有協定書 <p>○船名及び共有保有者全員の社名が確認できる部分の添付が必要。</p> <p>○「共同保有契約書」及び「共有協定書」で、契約期間が自動更新の場合は、競争参加資格確認資料の提出期限日において、<u>契約期間が継続されていること</u>の誓約書を添付。</p>	<p>【備船】</p> <ul style="list-style-type: none"> 備船契約書 賃貸借契約書(裸備船契約書) <p>○契約期間が競争参加資格確認資料等の提出期限日から起算して過去1年以上あること。</p> <p>○契約期間が自動更新の場合は、競争参加資格確認資料の提出期限日において、<u>契約期間が継続されていること</u>の誓約書を添付。</p> <p>○備船した企業が維持管理費を負担することが確認できる契約書を添付。</p>
--	---	---

入札・契約手続時において、船舶保有にかかる[確認資料一式]を申請資料に添付

【令和元年10月1日(公告)以降】

評価基準に示されている船舶保有状況を証明するため、競争参加資格確認申請を提出する工事案件毎に、提出していた確認資料に代えて、事前審査で発行する「船舶保有確認書」及び競争参加資格確認申請時に保有形態(自社保有、共同保有又は備船の契約(協定)期間)が継続されていることの「誓約書」のみとする。



3) 受発注者の負担軽減②(災害により出動した実績の確認資料)(1/5)

※R元年度と変更なし

「災害時により出動した実績」を「実績確認書」が交付された実績のみ対象とする

平成28年4月より「災害により出動した実績」は、四国地方整備局港湾空港部品質確保室制定「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領(平成28年4月18日)(以下「申請要領」という)」に基づく「実績確認書」が交付された実績並びに申請要領に基づく「確認資料一式」を入札・契約手続時に申請資料としてきた。

【平成28年度】2種類の申請方法を選択

「入札・契約手続時」における「確認資料一式」
○内容が不足していることで、実績として認められないものがあった。
○実績確認書が交付されていないものは、その都度申請する必要があり、提出資料が膨大になる。

「事前審査」による「実績確認書」
○事前審査であることから、添付内容に不足があれば、確認・追加を行うことで、「申請要領」に基づく「災害時における緊急復旧等」の要件に適合していれば、確実に実績として認められた。

【平成29年度以降】実績をより確実に評価するために、申請方法を「実績確認書」及び「誓約書」のみとする。 ＜平成29年4月から適用開始＞

「実績確認書」を申請する際の留意事項

- 予め「申請要領」を確認のうえ、実績と認められる内容であるものを申請するとともに、添付資料に不足が無いよう資料を整えて申請すること。
- 申請資料に不足等がある場合は、確認のための追加資料を請求する等時間を要することとなり、申請から交付までに2週間程度を要するため、余裕をもった申請を行うこと。

3) 受発注者の負担軽減②(災害により出動した実績の確認資料) (2/5)

※R元年度と変更なし

工事の競争参加を申請する都度に提出していた「災害時における緊急復旧等の実績」の評価に関する資料作成等の負担軽減を継続します。

【平成28年度まで】

- 下表に示す評価基準に合致する配点を、総合評価の評価点として加算している。

災害時における緊急復旧等の実績評価

● 企業評価

災害支援に係る表彰等

評価項目	評価基準	配点	得点
平成〇〇年度以降に災害により出動した実績の有無	四国地方整備局の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	5	5
	四国四県の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	3	
	四国内の市町村の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	1	
	なし	0	

※四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結している企業又は団体に所属していることが前提

※災害時における緊急復旧等の実績がある場合は、国・県・市町村からの指示書(票)、契約書等の契約が確認出来る資料の写し(いずれか1件)及び災害内容・現地作業内容・被災原因が確認出来る資料(報告書、契約図書等)を提出すること。



【平成29年度以降】

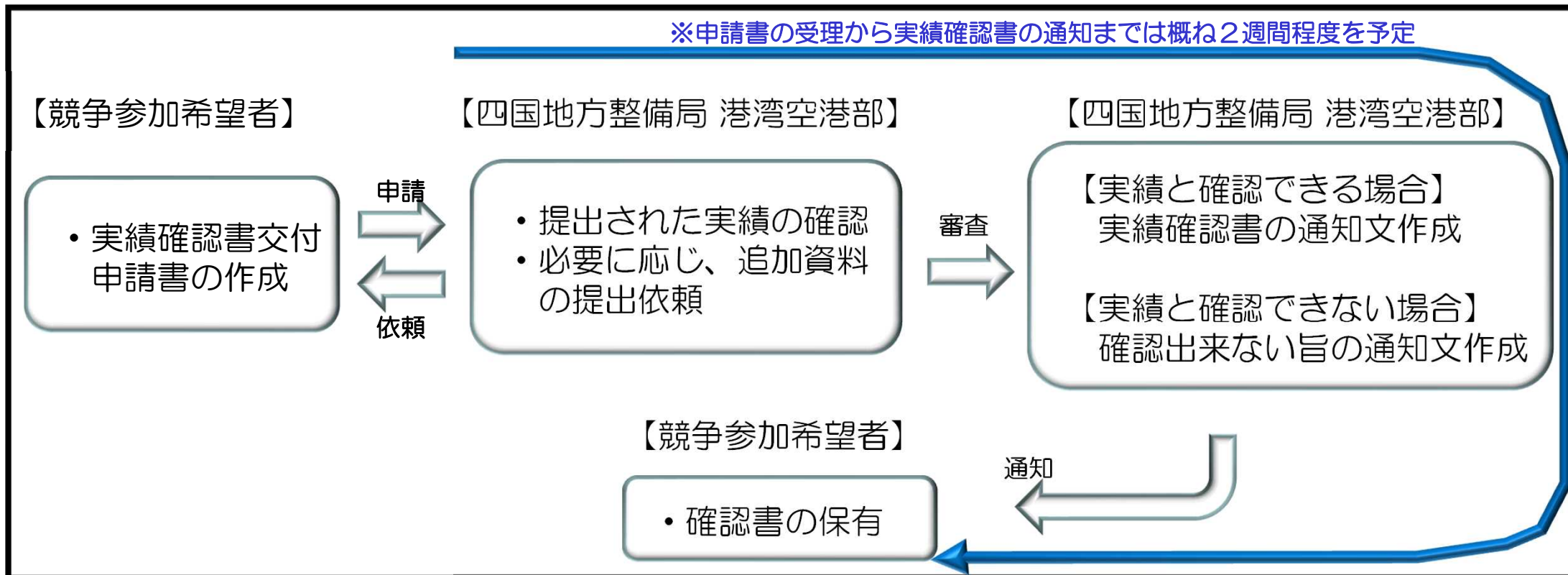
評価基準に示されている実績を証明するため、競争参加資格確認申請を提出する工事案件毎に、提出していた確認資料に代えて、「実績確認書」及び「誓約書」のみとする。

【事務手続きの負担軽減】

「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室制定 平成28年4月18日）」に基づいて、必要な資料を提出して頂き、その資料により「災害時の緊急復旧等の実績」であると確認したものに対して、確認書を交付します。

これにより、競争参加資格申請書を提出する工事案件毎に作成・提出していた各種資料に代えて、実績確認書及び誓約書のみを提出して頂ければ良いこととなります。

【申請の方法（申請のフロー図）】



【申請書類】

申請にあたっては、必要な関係書類を四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室に提出してください。なお、実績の確認をするために、提出して頂いた資料に不足や不明な点がある場合は、資料の追加をお願いする場合があります。

(資料不足等による資料の不備で、実績確認書が交付されないことはありません)

●交付申請書類の概要

- 交付申請書 (様式1 及び様式2)
- 契約行為がわかる指示書 (票)、契約書等または「指示もしくは要請」が確認できる資料の写し
- 作業内容の分かる資料 (報告書、契約図面、作業状況写真等)
- 現地作業着手までに余裕期間を許されない緊急性が確認できる資料 (作業工程表等)
- 災害による被害の具体的な内容が確認できる資料 (規模等分かる図面や写真) ……等

※詳細は「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領 (四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室制定 平成28年4月18日)」を四国地方整備局 (港湾空港部) のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

【ホームページのアドレス】

<http://www.pa.skr.mlit.go.jp/business/contract/rule/main.htm>

【交付する実績確認書の例】

●実績と確認できる場合

国四整品確第1号
平成28年4月8日

高松市サンポート3-33
●●建設株式会社
代表者 四国 太郎 殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

災害時における緊急復旧等の実績確認書

平成28年4月2日に、貴社より申請のあった、下記の工事または作業が、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（平成28年4月1日）に示される「災害時における緊急復旧等」であることを確認したので本書を交付する。なお、本書の有効期限は、平成30年3月31日までとする。

記

工事または作業	
内 容	作業船による開発保全航路における沈降物の回収
開始日	平成26年7月29日
発注者	四国地方整備局 港湾空港部
工事名	平成26年度 ○△□工事

【実績確認書の有効期限】
 四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第11条(実績確認書の有効期限)
 「災害時における緊急復旧等」の応急復旧工事または作業の開始日の年度から、その年度を含み4年度間を有効期限とする。

●実績と確認できない場合

国四整品確第1号
平成28年4月8日

高松市サンポート3-33
●●建設株式会社
代表者 四国 太郎 殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

災害時における緊急復旧等に関する通知

平成28年4月2日に、貴社より申請のあった、下記の工事または作業は、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（平成28年4月1日）に示す「災害時における緊急復旧等」と確認できないことを通知する。

記

工事または作業	
内 容	土嚢製作及び危険箇所へのブルーシート張り作業
開始日	平成26年7月29日
発注者	四国地方整備局 港湾空港部
工事名	平成26年度 ○△□工事

実績と確認できない理由

- 四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第6条第1項に該当しない。

4) 包括協定に関する誓約書

※R元年度と変更なし

様式-2別紙

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
四国地方整備局次長 殿

〇〇建設株式会社
代表者 〇〇 〇〇 印

誓約書

四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結している下記、企業又は団体に所属している旨誓約します。

1. 名称 (一財)〇〇〇協会

【参考】

注)「四国地方整備局(港湾空港関係)と災害発生時における緊急的な応急対策等業務に関する包括的協定書」に締結している企業又は団体とは、以下のとおり。

- ・一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部
- ・四国港湾空港建設協会連合会
- ・一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部
- ・全国浚渫業協会関西支部
- ・一般社団法人日本潜水協会
- ・一般社団法人海洋調査協会
- ・一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会

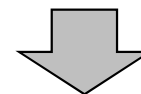
※上記、包括協定(港湾空港関係)締結先以外の企業又は団体名を記載した場合及び添付がない場合は評価しない。

【見直し内容】

平成28年4月より、「災害により出勤した実績」、「災害貢献に係る表彰」及び「地元企業審査型の災害協定締結の有無」の評価に伴い、競争参加申請書の提出期限における包括協定加盟団体への所属状況を、「名簿又は誓約書(様式-2別紙)」により確認してきたが、包括協定を締結していない企業又は団体名称の記載による誓約書があったことから、平成28年8月から包括協定先を記載した。

【見直し前】

平成28年4月より、申請者の包括協定加盟団体への所属状況を確認する資料として、「名簿又は誓約書」を添付。



【見直し後】

申請者の包括協定加盟団体への所属状況を確認する資料として、「誓約書」の添付を必須とする。

なお、「誓約書」の添付がない場合又は包括協定(港湾空港関係)を締結している企業又は団体以外の名称が記載されたものは評価しない。

11. 技術提案の留意点

◆技術提案について、各工事特性に応じ、特定評価項目や着目点の重要性をふまえた配点や着目点数の設定が可能となるよう多様な運用を行う。

■特定評価項目の配点比率(WTO 2テーマ 計60点の場合)

1:1を標準としつつ、工事特性に応じ変更する運用(例:2:1)を行う。

■着目点の配点比率(1テーマあたり30点の場合)

例えば3提案の場合、それぞれ10点を標準としつつ、工事特性に応じ変更する運用を行う。

(例:3提案それぞれ12点、12点、6点)

■着目点の数の設定

3~4提案のうち、工事特性をふまえた着目点数を柔軟に設定する運用を行う。

(例)3つの技術提案を求める場合

ケース1:着目点①、着目点②それぞれについて1提案、1つの自由提案

ケース2:着目点①、着目点②、着目点③それぞれについて1提案(自由提案なし)

ケース3:着目点①について2提案、1つの自由提案

■その他

・各技術提案の配点は、入札説明書において明示する。

・1着目点毎に1つの提案を記載すること! 評価するのは最初の提案と判断したもの。

2番目以降の提案内容は評価対象外。

2) 技術提案の評価方法に関する見直し

◆平成30年4月2日以降の公告案件より適用。

I. 技術提案の記載のより具体化

＜概要＞ 技術提案履行段階で、申請者と発注者との認識の相違を防ぐため、より具体的な記載を促す。

入札説明書「別紙－1」の技術提案に係る留意点において、「**具体の提案内容**」について留意する項目及び記載例を示す。

II. 評価方法の見直し

＜概要＞ 従来は、有効性を重視した評価としていた。今後は、提案技術の活用方法を適切に評価するため、有効性に確實性を加え総合的に評価する。

入札説明書「別紙－1」の技術提案に係る留意点に示す、「**具体の提案内容**」の留意する項目を基に、有効性、確實性の判断を持って総合的に評価する。

- ・「**具体の提案内容**」については、以下の(1)～(4)に留意して記載すること。
 - (1)技術名称(使用する資機材の名称含む)
 - (2)技術を履行する対象(箇所、資機材、作業員等)及び範囲とその根拠
【例:〇〇を運搬する全土運船に・・・, 〇〇作業に従事する全作業員に・・・, 法面の全範囲に・・・, △△ブロック及び□□ブロックの全てに(数種の実施対象が存在する場合)・・・】
 - (3)技術を履行する期間及び頻度とその根拠
【例:〇〇作業の全期間に・・・, 〇〇作業中は常時・・・】
 - (4)技術の活用方法
【例:〇〇者が、警戒範囲(××m)への侵入に伴う警報を受信した際は、△△の退避を行う】

注;項目(1)～(4)毎に箇条書きする必要はない。

1)技術提案について

特定評価項目	評価基準	加算点
「〇〇〇〇」	技術提案の目的等を踏まえ提案された内容について、工夫の度合いにより最大30点で評価する。ただし、配慮すべき事項、有効性、確實性、安全性等が担保されていること及び過度なコストを要していないこと提案の前提条件とする。	30 ↓ 0
	技術提案の内容如何に依らず、配慮すべき事項、有効性、確實性、安全性等が担保されていない。	不可
技術提案の目的	【目的】 【記載の留意事項】 「技術提案」は、3提案を1頁以内に記載すること。 ① ② ③	
技術提案に係る留意点	上記特定評価項目に関する提案において、他の提案内容と同様又は類似の提案をしてはならない。なお、当局が他の提案内容と同様又は類似の提案と判断した場合は、どちらか一方の提案のみを評価する。 「 具体の提案内容 」については、以下の(1)～(4)に留意して記載すること。 (1)技術名称(使用する資機材の名称含む) (2)技術を履行する対象(箇所、資機材、作業員等)及び範囲とその根拠 【例:〇〇を運搬する全土運船に・・・, 〇〇作業に従事する全作業員に・・・, 法面の全範囲に・・・, △△ブロック及び□□ブロックの全てに(数種の実施対象が存在する場合)・・・】 (3)技術を履行する期間及び頻度とその根拠 【例:〇〇作業の全期間に・・・, 〇〇作業中は常時・・・】 (4)技術の活用方法 【例:〇〇者が、警戒範囲(××m)への侵入に伴う警報を受信した際は、△△の退避を行う】 注:項目(1)～(4)毎に箇条書きする必要はない。	
	評価しない提案内容 ・〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・四国地方整備局港湾空港部のホームページに掲載されたこと、オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例に該当するもの。	

平成30年度から追加

[見直し内容] (令和元年度より)

申請様式の「NETIS欄」への記載は、技術提案に記載する技術がNETIS登録技術のみと誤解を招く恐れがあったため、「NETIS欄」を「実績欄」に見直し、留意事項の記載内容も見直しを行った。

【様式5-1 留意事項】【技術提案にNETIS登録技術を使用する際の留意事項を追加】

注14)

○技術提案に記載する技術が、入札説明書交付日においてNETIS掲載されている技術、且つNETIS登録情報の適用範囲内の提案を行う場合は、実績欄にNETIS登録の技術名称及び登録番号を記載するとともに、施工実績を有する場合は実績を記載すること。

○技術提案に記載する技術が、入札説明書交付日においてNETIS掲載されている技術、且つNETIS登録情報の適用範囲外の提案を行う場合は、実績欄にNETIS登録の技術名称及び登録番号を記載するとともに、当該技術提案と同一の使用条件で過去に施工し、問題なく完成できた実績及び結果を記載すること。なお、実績及び結果を記載しない場合は、評価の対象としない。

○技術提案に記載する技術が、入札説明書交付日においてNETIS掲載が終了している技術を提案する場合は、実績欄にNETIS登録の技術名称及び登録番号を記載するとともに、NETIS登録情報の適用範囲内又は外に関わらず、当該技術提案と同一の使用条件で過去に施工し、問題なく完成できた実績及び結果を記載すること。なお、実績及び結果を記載しない場合は、評価の対象としない。

○技術提案の実績欄に以下の事項を記載すること。

(記載例)

実績：○○○○○工事(△△技術)

結果：▽▽条件において◇◇作業に△△技術を使用し、□□が行えた。

適用時期等

オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について

(総合評価方式)

※ 国土交通省四国地方整備局(港湾空港関係)が発注する総合評価方式を適用する工事において、オーバースペック及び標準的項目との理由により評価しない技術提案の事例を公表します。

技術提案において、本事例及び本事例に類似するオーバースペックと判定される内容が含まれる場合は、提案そのものが評価されないため、ご留意願います。

なお、個別の工事において評価しない項目については、それぞれの入札説明書等でご確認いただくようお願いいたします。

※ 平成28年4月18日以降の公告分より適用します。

平成28年4月

四国地方整備局 港湾空港関係

四国地方整備局(港湾空港関係)のオーバースペック等の判断は平成23年8月に国総研がHPで公表している「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について」に基づき行っていた。

近年、四国地方整備局(港湾空港関係)の技術提案において、HPの公表以外にオーバースペック等と判断される提案が増加してきたこと及び技術提案の採否の通知により申請者が評価されている提案のストックが蓄積され評価にメリハリが付きにくくなってきたこと、また、業界への技術力の更なる研鑽が図られることを期待し、オーバースペック等の事例を公表するものである。

なお、四国地方整備局港湾空港部のHPにてすること平成28年4月に公表を行うものとし、平成28年4月以降の公告案件より適用から、技術提案の作成にあたっては公表資料をよく確認すること。

※四国地方整備局港湾空港部のHPに「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について」を掲載しておりますので、申請の都度ご確認ください。

5) 技術提案の採否の通知

※赤字はR2.4～改定

令和〇年〇月〇日	
競争参加資格確認通知書	
企業ID	〇〇〇
企業名称	〇〇株式会社
氏名	〇〇 〇〇 殿
支出負担行為担当官	
〇〇地方整備局次長	
〇〇 〇〇	
先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。	
記	
通知書番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
公告日	平成〇〇年〇月〇日
調達案件名称	〇〇港〇〇地区〇〇工事
入札開始日時	平成〇〇年〇月〇日 〇時〇〇分
入札書提出締切日時	平成〇〇年〇月〇日 〇時〇〇分
内訳書開封予定日時	平成〇〇年〇月〇日 〇時〇〇分
開札予定日時	平成〇〇年〇月〇日 〇時〇〇分
競争参加資格の有無	有
	理由または条件
技術提案に基づく入札の可否	可
	理由または条件

技術提案における採否の通知は従来どおり、左記の競争参加資格確認通知書にて競争参加資格有りの者に対して行う。

技術提案は、以下のとおり評価する。また、評価しない技術提案については履行義務を課さないものとする。
【 ○:評価する、-:評価しない又は実施を認めない 】

特定評価項目1「ケーソンの据付に関する施工管理」
提案1:(○)
提案2:(-)
提案3:(-)
※「▲△すること」については、監督職員の承諾を得られた場合に限り、実施を妨げない。
提案4:(○)

特定評価項目2「潜水作業時における安全対策」
提案1:(○)
提案2:(○)
提案3:(○)
提案4:(-)
※「△△すること」については、実施を認めない。

※1 施工能力評価型は通知対象外

6) 技術提案評価の詳細な通知(1/2)

※R元年度と変更なし

問い合わせ様式

(様式-11)

技術提案の評価結果に関する問い合わせ

平成 年 月 日

四国地方整備局

港湾空港部 品質確保室長 殿

会社名

代表者氏名

下記工事に係る技術提案の評価結果について、下記のとおり問い合わせします。

1. 公告日 平成〇年〇月〇日
2. 工事名 〇〇港〇〇地区岸壁(−△△m) 築造工事
3. 問い合わせ内容 (記載例)
特定評価項目○の提案◇、及び特定評価項目●の提案▲、■について、加点評価の中でもより優位に評価されているか教えて下さい。
4. メール送信者名等
(役職・氏名) (電話番号)
(メールアドレス)

通知の背景

業界との意見交換において、前頁の通知方法では(○)で通知がくれば評価されている事はわかるが、個別の提案がどういった評価をもらっているかわからない。具体的には、四国の評価は「優(配点の10割)」、「良(配点の5割)」、「0点」の評価配点になっており、全ての提案が(○)で通知されても、「良」で全て評価されている場合もある。個別の評価点がわからないため、提案全てを強化することになり、オーバースペックを助長(強化しなくてもよい提案も強化することになるため)する状況となっている。

このオーバースペックへの対策として、落札決定後に入札参加者から問い合わせがあれば、詳細な通知を行う。

入札説明書記載例

- (1) 入札参加者は、前頁の問い合わせに加えて、落札者の決定通知日の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時の間。)に、左記様式により品質確保室長に対し、メールにより説明を求めることができる。その際の連絡先は前頁と同じとする。なお前頁の問い合わせをしなかった入札参加者であっても、この期間に説明を求めることができる。
- (2) 品質確保室長は(1)の問い合わせをした者に対し、問い合わせのできる最終日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)にメールにより説明する。

6) 技術提案評価の詳細な通知(2/2)

※R元年度と変更なし

技術提案の評価結果に関するメールによる説明

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇建設株式会社
〇〇 〇〇殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

下記工事に関する平成〇〇年〇月〇日の問い合わせに対する説明は以下のとおりです。

【工事名】: 〇〇港〇〇地区防波堤(〇)築造工事

【公告日】: 平成〇〇年〇月〇日

【問い合わせ内容】

特定評価項目〇の提案△、□、及び特定評価項目●の提案▲、■について、加点点評価の中でもより優位に評価されているか教えて下さい。

【説明内容】

特定評価項目〇「ケーソン据付に関する施工管理」
提案△: 同提案より優位に評価された提案はありません。
提案□: 同提案より優位に評価された提案はありません。

特定評価項目●「潜水作業時における安全対策」
提案▲: 同提案より優位に評価された提案はありません。
提案■: 同提案より優位に評価された提案はありません。

なお、この評価は、現場条件や他社との相対評価によって異なるものであることから、全ての案件の技術評価において同様の評価を得られるものではありません。

説明例

問い合わせをした会社の技術提案	それ以外の会社の中で最も優位に評価された技術提案	記載方法
◎	◎	同提案より優位に評価された提案はありません。
◎	○	同提案より優位に評価された提案はありません。
◎	—	同提案より優位に評価された提案はありません。
○	◎	同提案より優位に評価された提案があります。
○	○	同提案より優位に評価された提案はありません。

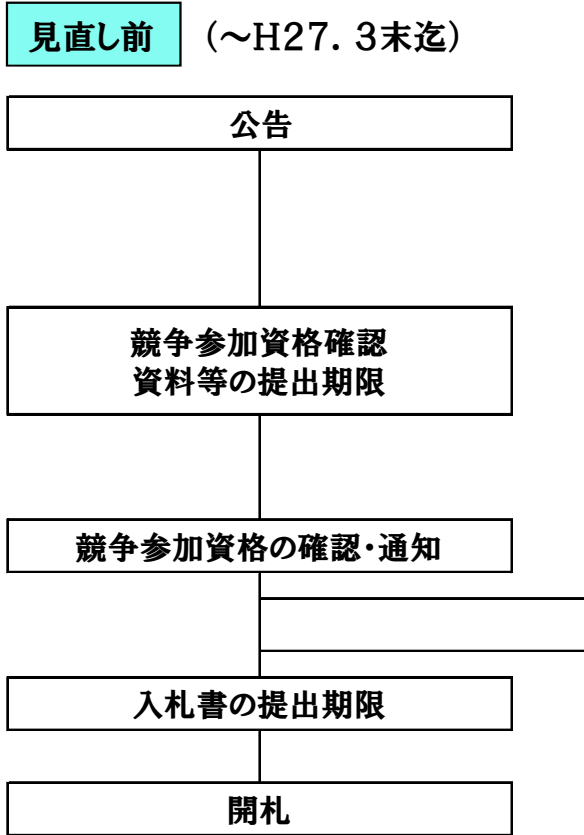
※ ◎満点、○満点の1/2点

12. 入札契約手続きに係る情報提供

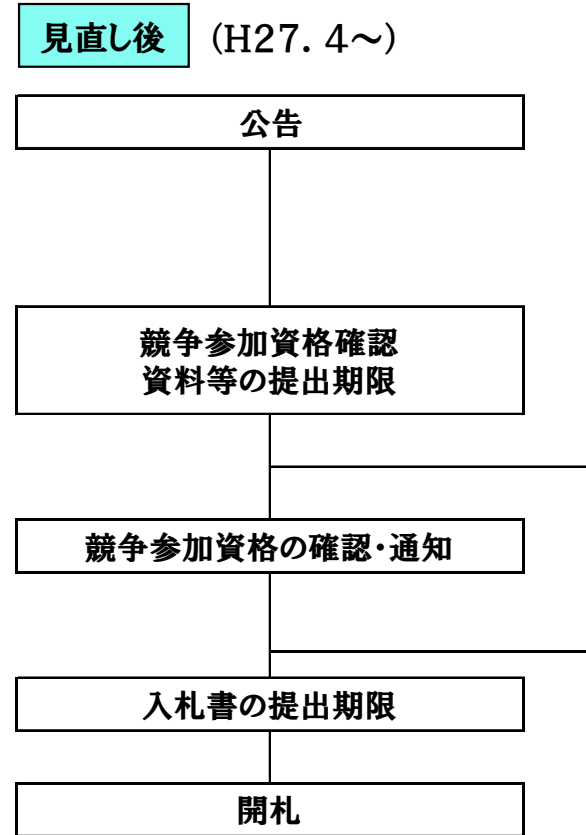
1) 見積り参考資料の開示期間

※R元年度と変更なし

見積り参考資料の開示については、入札(見積)参加者の適正かつ迅速な見積りに資するよう、入札書の提出期限の日から起算して14日以前までに開示を行うこととし、対象となる工事等については、見積参考資料の開示を行う工事等である旨を入札公告及び入札説明書において明記する。なお、開示方法は電子メールにて開示を行うため、開示を希望する者は、競争参加資格確認申請書に送付先メールアドレスを記載した書類を添付すること。



見積り参考資料開示期間
最短期間【6日】
入札説明資料記載例
①開示期間:競争参加資格確認
通知を受けた日から、入札締切
日の前日までの(土曜日、日曜日
及び祝日を除く。)9時00分から
16時00分まで。



見積り参考資料開示期間
【14日】

入札説明資料記載例
①開示期間:入札締切日の14
日前から、入札開始日の前日ま
での(土曜日、日曜日及び祝日
を除く。)9時00分から16時00分
まで。

2) 低入札価格調査基準

※R元年度と変更なし

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。
履行可能性が認められない場合には、失格。

H31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ。

改定時期		H20.4～	H21.4～	H23.4～	H25.5.16～	H28.4.1～	H29.4.1～	H31.4.1～
範囲	予定価格の	2/3～8.5/10	7.0/10～9.0/10	7.0/10～9.0/10	7.0/10～9.0/10	7.0/10～9.0/10	7.0/10～9.0/10	<u>7.5/10～9.2/10</u>
計算式	直接工事費 × 算入率	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	<u>0.97</u>	0.97
	共通仮設費 × 算入率	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90
	現場管理費 × 算入率	0.60	<u>0.70</u>	<u>0.80</u>	0.80	<u>0.90</u>	0.90	0.90
	一般管理費等 × 算入率	0.30	0.30	0.30	<u>0.55</u>	0.55	0.55	0.55

- ・アンダーラインは改定箇所
- ・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定

3) 発注見通し等の公表

※R元年度と変更なし

工事・業務に係る発注見通しの公表は、従来四半期毎(4月、7月、10月、1月)及び補正予算等のタイミングで下記ツールにて公表を行ってきたところであるが、よりきめ細かいタイミングで公表を行っていき、全国的な課題となっている不調・不落対策に努める。

公表ツール

1. 四国地方整備局記者発表資料 → 四半期毎及び補正予算等のタイミング
<http://www.pa.skr.mlit.go.jp/>
2. 港湾空港関連入札・契約情報 → 四半期毎及び補正予算等に加え、追加・変更があった場合に月1回公表
<http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/> (例:4月に公表後、次回7月の公表時期までに追加・変更があった場合に月1回公表を行う)
3. 入札情報サービス → 四半期毎及び補正予算等に加え、追加・変更があった場合に月1回公表
<http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm> (例:4月に公表後、次回7月の公表時期までに追加・変更があった場合に月1回公表を行う)
4. 港湾空港関係の申請様式に関する留意点 <http://www.pa.skr.mlit.go.jp/business/contract/rule/main.htm>



平成●●年度
港湾空港関係工事の申請様式に関する留意点

国土交通省
四国地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Shikoku Regional Development Bureau

平成●●年●月
四国地方整備局 港湾空港関係

13. 競争参加資格確認申請時において 特に注意が必要な事項

1) 申請資料の不備等により「欠格」にならないための注意点

申請資料の不備等により「欠格」になることを避けるため、特に以下のことについて注意すること。

1) 「配置予定技術者を複数申請から1名申請へ変更」することに関する注意点 (P.36～37参照)

- ① 複数申請した場合は、「欠格」となる。
- ② 契約工期と従事期間が一致しない場合
 - ・従事期間が50%未満の場合は、「欠格」となる。
 - ・従事期間と契約工期が一致しない場合は、「該当工種を明示した実施工程表」の添付がない場合は、「欠格」となる。

2) 添付資料の注意点

- ① 申請様式と添付資料の相違
 - ・申請様式に記載されている内容(記載が無い場合も含む)と、その申請書に係る添付資料の内容が相違している場合は評価しない。
 - 例) 申請様式の記入欄に、〇〇の有無について **無** 又は「記載がない」場合に、該当する添付資料が有る。
- ② 資料の不鮮明
 - ・競争参加資格確認資料が網羅されていても、不鮮明な場合は「欠格」となる。
 - 例) 監理技術者資格者証の文字が不鮮明で内容が認識できない。
- ③ 資料の添付漏れ
 - ・参加資格要件に係る添付資料が不足する場合は、「欠格」となる。
 - 例) 監理技術者資格者証の表面はあるが、「監理技術者講習修了証又は監理技術者資格者証裏面に監理技術者講習修了履歴」の添付が無い。
 - 例) 監理技術者資格関連資料はあるが、1級土木施工管理技士の資格者証の添付が無い。

2) 申請資料の不備等により欠格及び評価しなかった事例(1/2)

申請資料の不備等により「欠格」及び「評価しない(0点評価)」とした事例は以下のとおり。

1) 欠格事例

- ①配置予定技術者について、工期と従事期間が不一致で実施工程表の提出が無い。
→工期内検査を実施した場合、「工期内の完成検査日まで従事していた場合」又は「工期末日まで従事していた場合」のみ実施工程表の添付を省略できるため、注意すること。
- ②同種工事の実績が申請資料にて確認出来ない。
 - ・「異形消波ブロックを製作した工事」の設定に対し、提出された申請資料が「緩傾斜ブロック」の記載しかなく、異形消波ブロックの確認が出来ない。
 - ・「場所打ちコンクリートを1日1スパン当り40m³以上打設した工事(※ブロック1個当りの体積40m³以上の製作工事も含む)」の設定に対し、「異形消波ブロック100t/個」の申請であったが、ブロック名称等が不明なため1個当りのコンクリート体積の確認が出来ない。

2) 評価しなかった事例

①各評価項目共通

- ・申請された実績や表彰が、評価対象期間のものではない。

②災害時の復旧支援体制の確保及び工事に使用する作業船の評価

- ・主作業船の所有者が確認できる資料について、入札説明書様式に記載の書類以外で申請している。
- ・申請資料に添付されている船舶の写真が不鮮明で船名が判読できない。
- ・保有形態が傭船契約での申請であるが、添付されている傭船契約書では申請者が維持管理費を負担する契約である旨の確認ができない。
- ・保有形態が傭船契約での申請であるが、添付されている傭船契約書の傭船期間が競争参加資格確認申請書提出期限日から起算して過去1年未満である。

③優良工事表彰等

- ・四国四県の表彰について、土木事務所長表彰での申請である。

④災害支援による表彰等

- ・表彰状や感謝状の内容が、災害支援についてのものではない。

⑤災害により出動した実績

- ・誓約書に記載の団体等について、四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結している企業又は団体ではない。
→四国地方整備局(港湾空港関係)以外の団体等は評価対象外である。なお、対象となる団体等は入札説明書様式に【参考】として記載している。

14. 工事現場における取り組み

1) 工事現場における働き易い職場環境の整備(再掲)

■ 目的

建設業における女性の活躍や若手の入職・定着のため、魅力ある建設現場に向けて女性技術者等が働き易い職場環境の推進を図る。

■ 対象案件

働き易い職場環境を整備した工事に対して、工事成績評定で評価する。

■ 実施概要

原則、全発注工事

■ 評価の考え方

女性技術者の配置あり、なしに関わらず、「快適トイレの導入」を実施した工事で、かつ、以下のいずれかの職場環境を整備した工事を評価する。

- ・喫煙室、休憩室、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室
- 実施した場合、工事成績評定の「創意工夫」において評価する。



施錠可能なロッカー



休憩室

※赤字はR2.4～改定

2) 工事現場における担い手育成活動の実施(再掲)

■ 目的

子供から大学生等までの若手に対し、建設業への関心の喚起や技術習得の機会を提供する活動を推進する。

■ 実施概要

担い手育成活動を実施した工事に対して
工事成績評定で評価する。

■ 対象案件

原則、全発注工事



大学生を対象とした
測量実習



大学生を対象とした
建設機械の操縦体験

■ 評価の考え方

現場視察・実習、講習会等を開催した場合に評価する。

※受注者が、土木業界に関係の有無に関わらず子供から大学生等までの若手を対象とした現場視察・実習や作業船の操船状況の見学機会等を提供した場合に評価する。

なお、受注者(下請を含む)の職員を対象としたものや、単に受注者(下請を含む)への就職を目的としたものは対象としない。

→ 実施した場合、工事成績評定の「社会貢献等」において評価する。

3) 三者連絡会の対象工事拡大

目的：情報共有による双務性の向上、労働条件の適正化・下請け業者や労働者等に対する円滑な支払いの促進等による労働環境の改善が図られるよう努める

対象：全ての工事において設置が可能（従来は施工プロセス対象工事を中心）

出席者：発注者、受注者（元請け）、受注者（下請け）

発注者

- ・ 所長および副所長
- ・ 監督職員
- ・ 検査職員
- ・ 品質監視員



受注者（元請け業者）

- ・ 現場代理人
- ・ 主任技術者

受注者（下請け業者）

- ・ 各工種の専門工事業者

◆ 三者連絡会の内容

（初 回）

- ・ 趣旨・目的の説明
- ・ 部分払い等の協議・確認
- ・ 「建設業法令遵守ガイドライン」の周知・相互の確認

（施工途中）

- ・ **※必要に応じて開催**
- ・ 設計、工法等の大幅見直し
- ・ 新規下請参入

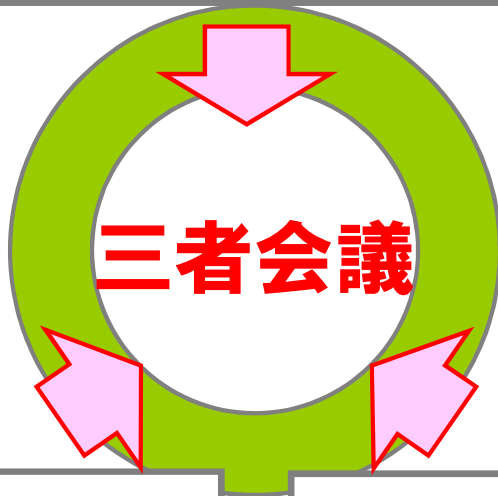
（最 終）

- ・ 取組成果と課題の抽出
- ・ 下請への支払確認

4) 三者会議の更なる開催

- 目的** : 工事目的物の品質確保や工事の手戻り防止のため、設計思想の伝達及び情報共有
- 対象** : 設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事において、設置が可能
- 出席者** : 発注者、設計者、受注者

発注者
(設計担当、工事担当)



設計者

受注者

◆ 三者会議の内容

- (発注者) 施工上の留意事項等の説明
- (設計者) 設計意図の説明
- (受注者) 現場条件に適した技術提案の説明、設計への質問

5) 工事書類削減の取り組み(1)

工事書類の「集約等」(1)

○ これまで提出していた様式の情報を週間工程表に集約することにより、提出する書類を削減。

週間工程表(試行)

工種・種別・細別		週間工程表														出来高(%)	備考	
		9/17	9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/26	9/27	9/28	9/29	9/30			
月日		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
曜日		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
天気					曇	晴		曇										
準備工		1式														100.0	完了	
被覆・根固工		1式	休	休	休				休	休						47.4		
被覆ブロック製作	シェークアップブロック4t型	270個	工	工	工				工	工						(個)	(個)	
			型枠組立	型枠組立				型枠組立	型枠組立	型枠組立	型枠組立	型枠組立					打設累計	残数量
			コン打設 9ヶΣ108	コン打設 9ヶΣ117				コン打設 9ヶΣ126	コン打設 9ヶΣ135	コン打設 9ヶΣ144	コン打設 9ヶΣ153	コン打設 9ヶΣ162	コン打設 9ヶΣ171					128
			脱枠・転置 9ヶΣ90	脱枠・転置 9ヶΣ99			脱枠・転置 9ヶΣ108	脱枠・転置 9ヶΣ117	脱枠・転置 9ヶΣ126	脱枠・転置 9ヶΣ135	脱枠・転置 9ヶΣ144	脱枠・転置 9ヶΣ153			転置累計	残数量		
																108	162	
後片付け工		1式																
検査及び立会確認等								9:00~ コンクリート 現場試験			9:10~ 積載重量確認 中央生コン			9:00~ コン打設 現場立会	15:00~ コンクリート 強度試験 中央生コン		進捗率(%)	9月30日までの 計画進捗率(%)
																実績 41.1	54.6	
								10:00~ 週間工程 会議						10:00~ 週間工程 会議		予定 41.1		
記事																		

① 履行報告書(工事旬報)

② 実施工程表(作業日報)

③ 休日作業願

⑤ 立会願

④ 材料検査願

⑥ 施工状況検査願

⑦ 主要船舶機械搬入・搬出通知

5) 工事書類削減の取り組み(2)

工事書類の「集約等」

- 指示書等の様式を1枚の様式に集約し、工事書類削減を図る。
- あわせて、集約した様式に変更概算額を明示し、双務性向上を図る。 ※R元年度より試行

書類集約・削減

- ◇ 様式の集約
指示書等の7種類様式を1枚に集約し、工事書類を削減。
- ◇ 押印欄の削除
電子帳票管理システムによる申請を原則とし、紙による書類提出を削減。

双務性の向上

- ◇ 変更概算金額の明示
集約した様式には、変更見込み概算額を明示。
受注者との協議等において双務性を向上。
※但し、概算額は参考値
- ◇ 契約書に基づく変更内容の明示
集約した様式に契約書の条項に基づく変更内容であることを明示。
※例: 契約書第〇〇条第〇〇に基づき〇〇します。

集約様式(案)

様式番号 99

工事打合せ簿 (指示・協議・承諾・提出・報告・通知書)

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成	年	月	日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()						
工事名	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> ※1下記について、契約書第〇〇条第〇〇項に基づき〇〇します。 </div>						
(内容)	<div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 10px;"> 協議や指示する内容が契約書第〇条〇項に基づくのかを明示 </div>						
添付図	兼、その他添付図書						
※2変更見込み概算額	万円 <input type="checkbox"/> 増 <input type="checkbox"/> 減 但し参考値であり、契約変更額を拘束するものではない 上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。						
処理	発注者	<input type="checkbox"/> その他 () 年月日:					
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 () 年月日:					

(注) 1. 該当する□内にレを記入すること。
2. ※1は、書類の種類毎に適宜記載する。
3. ※2は、変更見込み概算額の指示が必要な場合に記載する。

変更概算額の記載欄を追加

5) 工事書類削減の取り組み(3)

工事書類の「提出抑制」

○ 建退共や安全訓練、レミコン試験結果、写真撮影の提出を限定的にすることで、工事書類の削減へ繋げる。

◇ 建設業退職金共済制度活用の書類、安全教育・訓練の実績 等

- ・ 労働者個人の共済手帳の提示・提出は求めない。
- ・ 有資格者名簿は、火薬類取扱保安責任者以外は求めない。
- ・ 立会等は、設計図書に規定があるものに限定。

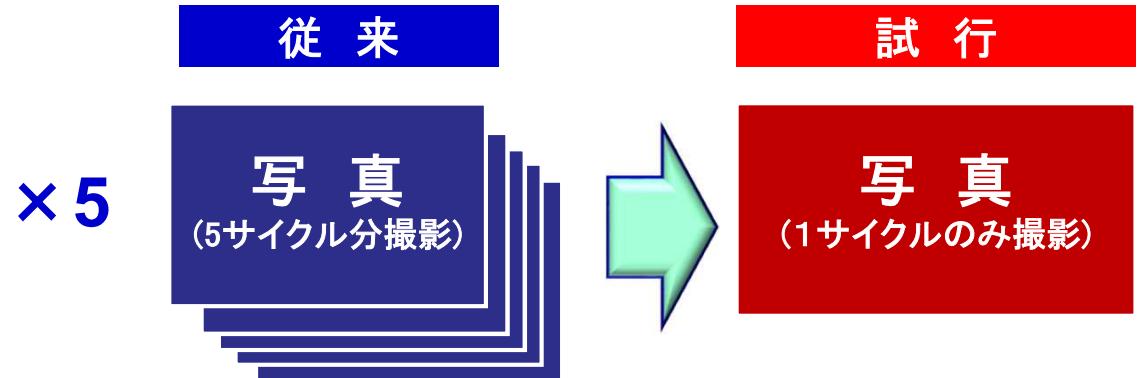
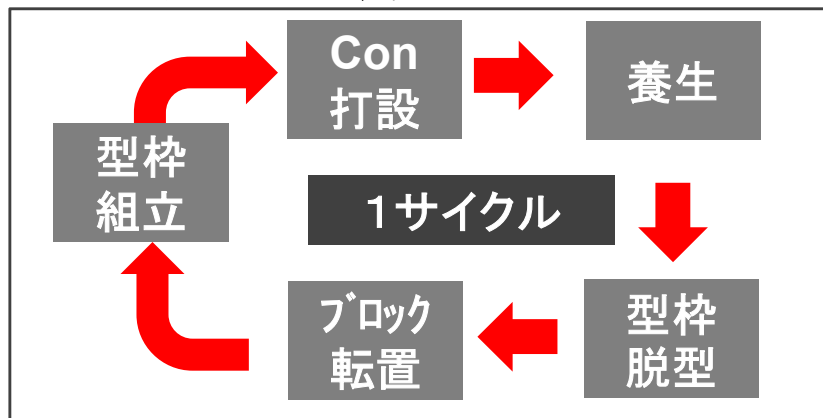
◇ レミコン(スランプ、圧縮試験データ)、写真撮影の頻度、ブロック製作(型枠形状寸法)

- ・ レミコンの試験結果は、管理表のみ提出。
- ・ ブロック型枠形状寸法は、観察結果を記録整理。

◇ 写真の抑制

- ・ 写真は、代表的な1サイクル分のみ提出することで抑制。

例) 消波ブロック製作

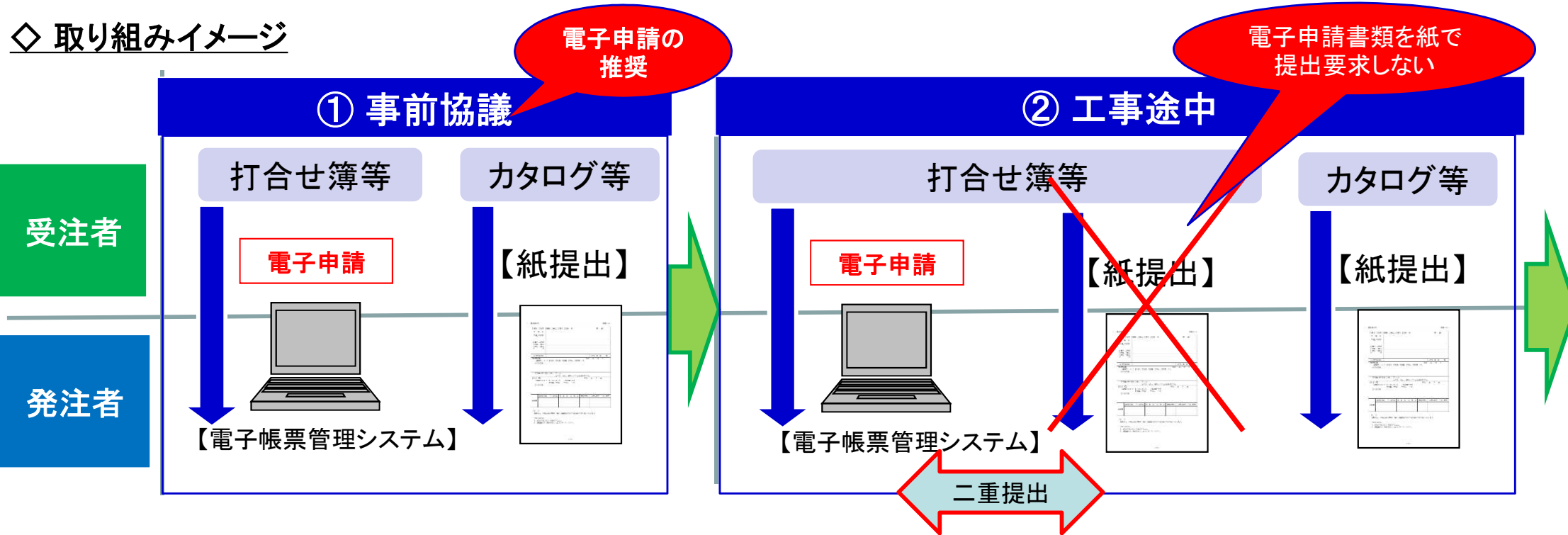


5) 工事書類削減の取り組み(4)

工事書類の「二重提出の防止」の徹底

- 事前協議により決定した電子納品と紙納品の提出方法を徹底し、工事書類の「二重提出防止」を強化する。

◇ 取り組みイメージ



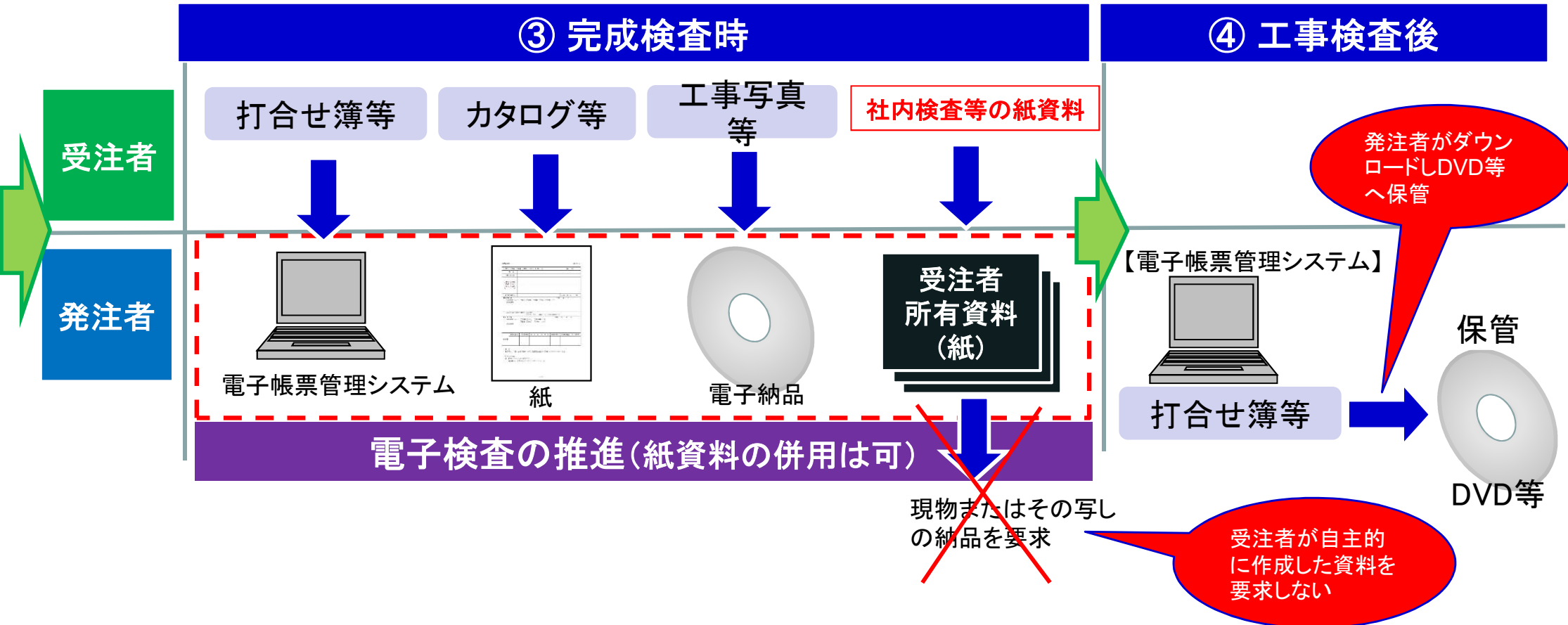
・受注者双方は、提出書類及び電子納品の方法等について、工事着手前に「工事関係書類一覧表(案)」により協議する。

※ メーカーカタログ等、紙資料の提出が効率的となる場合は「紙」でも可。

・発注者は、電子帳票管理システムにより処理された帳票等について、紙資料として必要となる場合には、発注者が印刷・製本する。

・発注者は、受注者に対して印刷・製本を要求しない。

5) 工事書類削減の取り組み(5)



- ・受注者は、受注者が所有する社内検査等の紙資料を併用した電子検査を希望する場合には、発注者は、紙資料を併用した電子検査を行う。
- ・ただし、発注者は、受注者が所有する社内検査等の紙資料について、現物またはその写しの納品を要求しない。
- ・なお、電子検査にあたっては、電子納品等運用ガイドラインを参考に電子検査を推進する。

- ・発注者は、当該工事で処理した打合せ簿等の工事帳票について、検査後に電子帳票管理システムから電子データをダウンロードし、DVD等の電子媒体で適切に保管する。
- ・※ 打合せ簿等の工事帳票は、電子納品の対象外。